



貿易ハンドブック

～島嶼国から日本への輸出の手引き～

2024年11月

国際機関 太平洋諸島センター

株式会社クニエ

目次

1. 導入.....	1
1.1. 本ガイドブックの目的	2
1.2. 本ガイドブックの使い方	2
2. 日本への輸出の概要	4
2.1. 輸出入の流れ	5
2.1.1. 輸出検討のプロセス	5
2.1.2. 一般的な貿易のプロセス.....	6
2.2. 輸出入に係る各種法律・規制.....	7
2.2.1. 植物防疫法.....	8
2.2.2. 食品衛生法.....	10
2.2.3. 医薬品医療機器等法.....	12
2.2.4. 外国為替及び外国貿易法.....	12
2.2.5. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律.....	13
2.2.6. 食品表示法.....	14
2.2.7. 日本農林規格等に関する法律（通称「JAS法」）	15
2.2.8. ワシントン条約	16
2.2.9. その他留意すべき規制.....	16
2.3. 関税制度	18
2.3.1. 概要	18
2.3.2. 品目分類	18
2.3.3. 規制品目	20
2.3.4. 特恵等特別措置.....	21
2.3.5. 原産地規則.....	22
2.3.6. 関税以外の諸税	24
3. 輸出入手続きの事例.....	26
3.1. コーヒーの輸出入手続き	27
3.1.1. 関税分類番号.....	27
3.1.2. 主な法規制.....	27
3.2. はちみつ of 輸入手続き	29
3.2.1. 関税分類番号.....	29
3.2.2. 主な法規制.....	29
3.3. 水産物の輸入手続き.....	30
3.3.1. 関税分類番号.....	30
3.3.2. 主な法規制.....	30
3.4. チョコレートの輸出入手続き	35
3.4.1. 関税分類番号.....	35
3.4.2. 主な法規制.....	35
3.5. 野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調製品の輸出入手続き	37

3.5.1. 関税分類番号.....	37
3.5.2. 主な法規制.....	37
3.6. ドライフルーツの輸出入手続き.....	39
3.6.1. 関税分類番号.....	39
3.6.2. 主な法規制.....	39
3.7. 香辛料の輸出入手続き.....	41
3.7.1. 関税分類番号.....	41
3.7.2. 主な法規制.....	41
3.8. 食肉および食肉製品の輸入手続き.....	43
3.8.1. 関税分類番号.....	43
3.8.2. 主な法規制.....	43
3.9. 飲料の輸入手続き.....	45
3.9.1. 関税分類番号.....	45
3.9.2. 主な法規制.....	45
3.10. ジュエリーや貴金属、アクセサリーの輸出入手続き.....	48
3.10.1. 関税分類番号.....	48
3.10.2. 主な法規制.....	48
3.11. 化粧品の輸出入手続き.....	50
3.11.1. 関税分類番号.....	50
3.11.2. 主な法規制.....	50
3.12. 木材および木材製品の輸出入手続き.....	52
3.12.1. 関税分類番号.....	52
3.12.2. 主な法規制.....	52
4. よくある質問.....	53
4.1. 輸入手続きについて.....	54
4.2. 関税と税金.....	54
4.3. 販売の際の留意点.....	55
4.4. 検疫と安全基準.....	55
4.5. 輸入規制品目.....	55
4.6. 輸送と物流.....	56
4.7. ビジネスパートナーのを見つけ方.....	57
5. Appendix.....	58
5.1. 税関一覧.....	59
5.2. 植物防疫所一覧.....	59
5.3. 動物検疫所一覧.....	60
6. 参考文献.....	62

1. 導入

1.1. 本ガイドブックの目的

日本と太平洋島嶼国地域は歴史的に深いつながりがあり、また豊かな恵みをもたらす太平洋を共有する長年のパートナーでもあります。太平洋島嶼国地域にとって、地理的に近く、大きな市場を持つ日本との貿易、投資、観光の促進は、同地域の経済活性化のために不可欠な施策となっています。

本ガイドブックでは、太平洋島嶼国から日本への輸出を促進することを目的に、島嶼国の主要輸出産品を日本に輸入するにあたっての、日本における標準的な貿易管理制度、関税制度、その他法令、規則、手続き、検査・検疫や安全性基準等の概要について解説しています。また、太平洋島嶼国から日本への輸出拡大のポテンシャルが高いと考えらえる農林畜産物等を特定し、それらの品目を日本に輸入する際の手続きや規制についても詳述しています。

太平洋島嶼国から日本に向けて輸出を開始したい方、すでに太平洋島嶼国から日本への輸出を行っていて今後さらに拡大していきたい方には、ぜひ本ガイドブックを手にとっていただきお取引の活性化にお役立ていただけますと幸いです。

なお、本ガイドブックに掲載しているすべての情報は、本ガイドブック作成時（2024年8月）またはそれ以前の情報です。最新情報は、各関連機関へのお問い合わせやウェブサイトでの公開情報等でご確認ください。

1.2. 本ガイドブックの使い方

本ガイドブックは表 1 のような構成となっています。

表 1: 本ガイドブックの構成

章	内容		ページ数	
1	導入	1.1 本ガイドブックの目的	p.2	
		1.2 本ガイドブックの使い方	p.2	
2	日本への輸出の概要	2.1 輸出入の流れ	p.5	
		2.2 貿易管理に係る各種法律・規制	2.2.1 植物防疫法	p.8
			2.2.2 食品衛生法	p.10
			2.2.3 医薬品医療機器等法	p.12
			2.2.4 外国為替及び外国貿易法	p.12
			2.2.5 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	p.13
			2.2.6 食品表示法	p.14
			2.2.7 日本農林規格等に関する法律（通称「JAS法」）	p.15
			2.2.8 ワシントン条約	p.16
			2.2.9 その他留意すべき規制	p.16
		2.3 関税制度	2.3.1 概要	p.18
2.3.2 品目分類	p.18			
2.3.3 規制品目	p.20			
2.3.4 特恵等特別措置	p.21			
2.3.5 原産地規則	p.22			
2.3.6 関税以外の諸税	p.24			
3	輸出入手続きの事例	個別の品目ごとの輸出入手続き	p.26	
4	よくある質問（FAQ）		p.53	

具体的に知りたい内容がある場合は、表 2 に基づいて該当箇所をご参照ください。

表 2: 記載内容と本ハンドブック内該当箇所

記載内容		本ハンドブック内の該当箇所			
1	一般的な輸出入の流れ	2.1	輸出入の流れ	p.5	
2	日本への輸入が禁止・制限されている品目	2.3.3	規制品目	p.20	
3	利用可能な減税・免税制度	2.3.4	特恵等特別措置	p.21	
		2.3.5	原産地規制	p.22	
4	日本に食品を輸入する場合の手続き・規制	2.2	輸出入に係る各法律・規則	p.7	
		2.2.1	植物防疫法	p.8	
		2.2.2	食品衛生法	p.10	
		コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、インスタントコーヒーの輸出入手続き	3.1	コーヒーの輸出入手続き	p.27
		はちみつ	3.2	はちみつ	p.29
		魚、貝、甲殻類、海藻（モズク、キリンサイ等）の輸出入手続き	3.3	水産物の輸出入手続き	p.30
		チョコレート（菓子）の輸出入手続き	3.4	チョコレートの輸出入手続き	p.35
		ピーナッツバター	3.5	野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調製品の輸出入手続き	p.37
		ドライフルーツ	3.6	ドライフルーツの輸出入手続き	p.39
		バニラビーンズ、こしょう、ターメリック、唐辛子、しょうが	3.7	香辛料の輸出入手続き	p.41
		牛肉	3.8	食肉および食肉製品の輸出入手続き	p.43
	ノンジュース、ラム酒、ビール	3.9	飲料の輸出入手続き	p.45	
5	真珠・真珠製品の輸出入手続き	3.10	ジュエリーや貴金属、アクセサリーの輸出入手続き	p.48	
6	ココナッツオイル、タマヌオイル、泥パック等の輸出入手続き	3.11	化粧品の輸出入手続き	p.50	
7	木材、木製の工芸品の輸出入手続き	3.12	木材および木材製品の輸出入手続き	p.523	
8	情報コンタクト先	5.1	税関一覧	p.59	
		5.2	植物防疫所一覧	p.59	
		5.3	動物検疫所一覧	p.60	

2. 日本への輸出の概要

2.1. 輸出入の流れ

2.1.1. 輸出検討のプロセス

日本への商品の輸出を検討する際の流れは表 3 の通りです。輸出検討を終えた後、契約交渉・契約締結のステップに進みます（詳細は 2.1.2 一般的な貿易のプロセスをご確認ください）。

表 3: 輸出検討の流れ

Step	詳細	
1	日本への輸出商品を検討する	<p>輸出商品を決断する際に検討すべき主な項目は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場規模や成長性、消費者のニーズや動向の分析 ● 競合の有無やその特徴の分析 ● 自社の商品の強みや生産能力の分析、物流費を含む販売コストと販売価格の試算 ● 上記の分析をもとにターゲット顧客の特定や競合との差別化戦略の策定を実施
2	取引先を検討する	<p>取引先を検討する方法として、以下が考えられます。詳細は「4.7 ビジネスパートナーの見つけ方」をご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 展示会・見本市に参加する JETRO の展示会データベース「世界の見本市・展示会情報 (J-messe)¹」では、会期、業種、開催地等でこれから開催される展示会や見本市を検索できます。 2. 取引先を紹介してもらう 展示会等のイベントで知り合った人やその他の知人の紹介を受けて輸出を開始する企業も少なくありません。 3. 直接取引先候補に売り込みを行う 取引先候補に直接コンタクトを取り、自社の商品のサンプルを送る等して売り込みを行う方法もあります。その場合、候補企業の意味決定者とやり取りすることが重要です。 4. ビジネスマッチングサイトに登録する 太平洋諸島センター（PIC）が運営するビジネスマッチングサイト「JAPAN-PACIFIC e-Business」に登録すると、日本及び太平洋島嶼国の貿易および投資ニーズの掲載や、登録された企業情報を閲覧することができます。また、直接相談されたい場合は、太平洋諸島センター（PIC）ウェブサイト上にあります下記のお問合せフォームにご連絡ください。 PIC JAPAN-PACIFIC e-Business : https://picebiz.com/ PIC お問合せフォーム : https://pic.or.jp/en/contact/

以下に太平洋島嶼国でオーガニックチョコレートを生産する企業の例を紹介します。

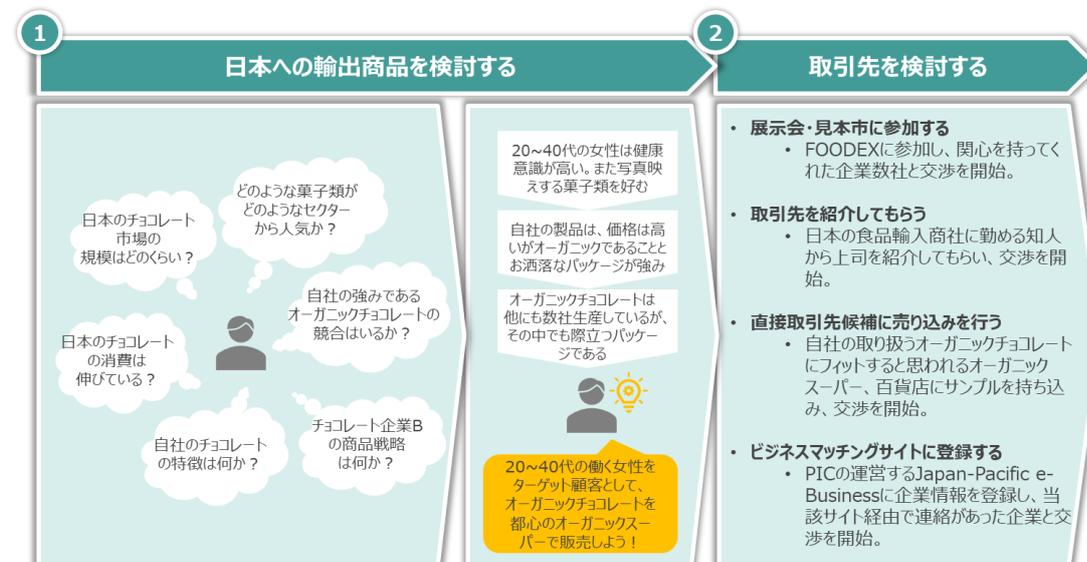


図 1: 輸出検討の例

¹ 世界の見本市・展示会情報 <https://www.jetro.go.jp/en/database/j-messe/>

2.1.2. 一般的な貿易のプロセス

輸出入のプロセスは大きく①契約、②輸送、③決裁の3段階に分かれています。一般的なプロセスは図2の通りです。

※貿易取引条件や輸送方法、商品によって異なる場合があるため、具体的なプロセスは各国の税関や日本側の輸入事業者を確認することを推奨します。

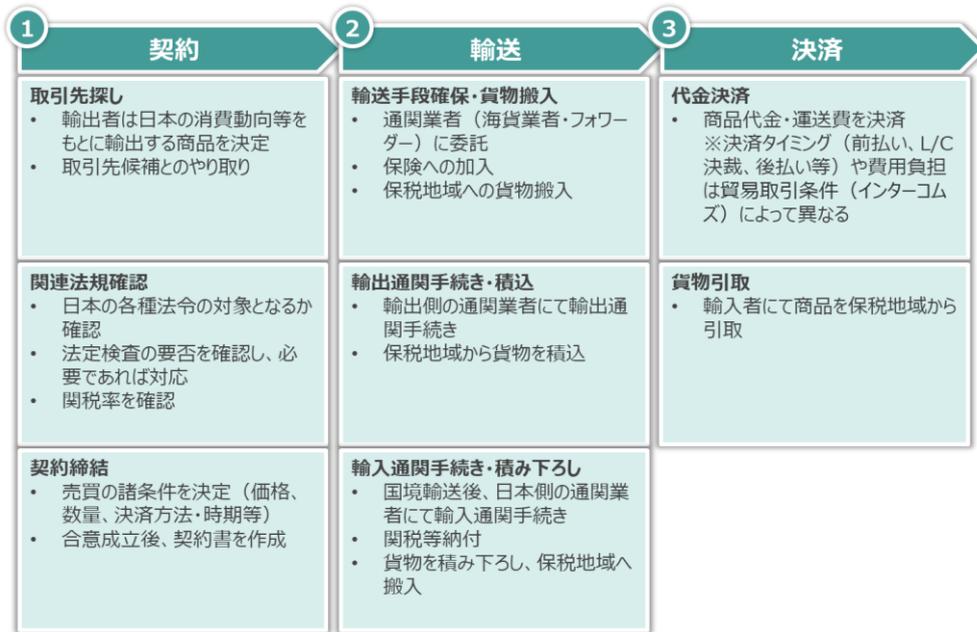


図 2: 一般的な輸出入のプロセス

輸出におけるステークホルダーごとの書類・情報・貨物のプロセスは図3の通りです。

※必要書類や手続きは輸出国によって異なる場合があるため、輸出国の税関等関係機関に確認することを推奨します。

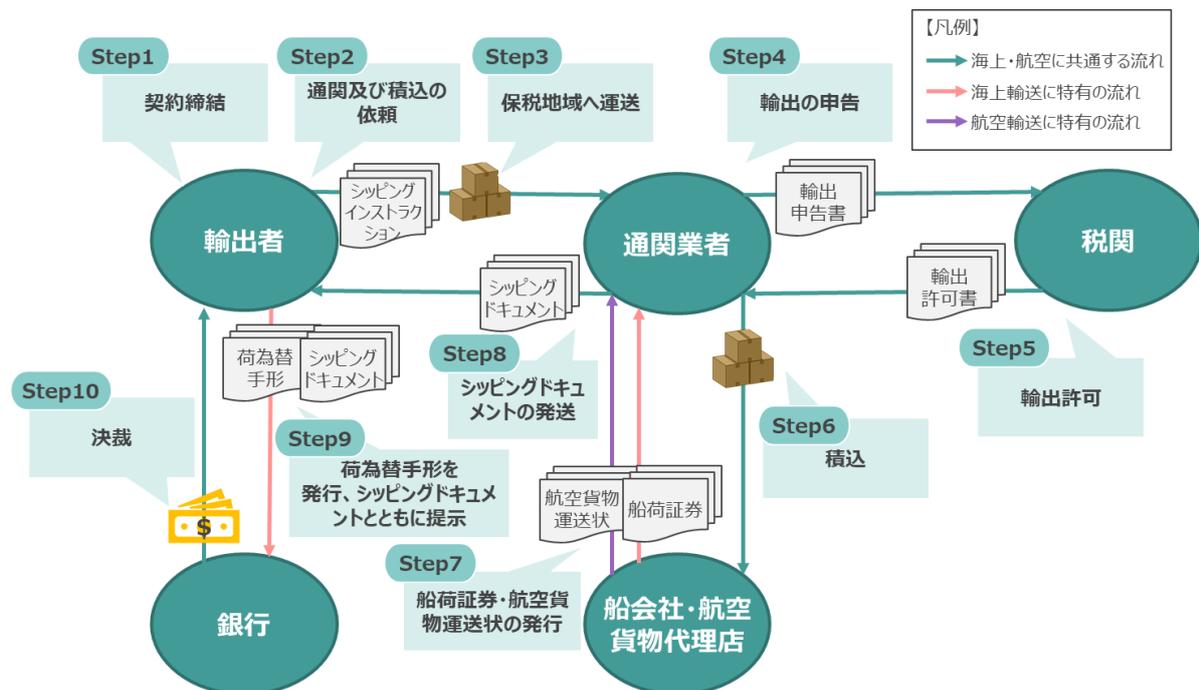


図 3: ステークホルダー連関図

図 3 中の各ステップの手続きは表 4 の通りです。

表 4: 貿易の各プロセスにおける手続き

Step	主な実施者	実施事項
1	輸出者・輸入者	契約を締結する
2	輸出者	「インボイス」、「パッキングリスト」、「 SHIPPING インストラクション (S/I) ² 」を作成し、通関業者（海貨業者・フォワーダー）に貨物の通関および搬入を依頼する
3		輸出貨物を保税地域に運ぶ
4	通関業者	SHIPPING インストラクションに基づき、税関に輸出申告を行う
5	税関	必要に応じて書類審査、現物検査を行い、輸出許可を出す
6	船会社・航空貨物代理店	積荷を行う
7		海上運送の場合は「船荷証券 (B/L)」を発行し、通関業者に渡す 航空運送の場合は「貨物運送状 (Waybill) ³ 」を発行し、通関業者に渡す
8	通関業者	「輸出許可書」及び「船荷証券 (B/L)」、「貨物運送状 (Waybill)」を含む SHIPPING ドキュメントを輸出者に届ける
9	輸出者	「荷為替手形 ⁴ 」を発行し、決済する

2.2. 輸出入に係る各種法律・規制

日本への商品貿易に関連する主な日本の法令は表 5 の通りです。

表 5: 貿易関連法と主管省庁課

法令	関連する主な品目	主管省庁・課
食品衛生法	すべての飲食物、添加物、食器、容器包装、おもちゃ等	厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室⁵
植物防疫法	植物（顕花植物、した類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む））、有害植物（細菌、寄生植物等）、有害動物（昆虫、ダニ等）、中古農業機械等	農林水産省消費・安全局植物防疫課⁶ 植物防疫所⁷
外国為替及び外国貿易法 輸入貿易管理令	輸入割当品目（にしん等） 輸入制限品目（鯨等） 事前確認品目（ワクチン等） 制裁（輸入禁止措置）対象貨物	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課⁸
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥及びその加工品、獣及びその加工品、鳥類の卵（野生動物に限る。）	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室⁹
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（通称「医薬品医療機器等法」）	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物、動物用医薬品、同医薬部外品、同医療機器、対外診断用医薬品、再生医療等製品	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課¹⁰

² SHIPPING インストラクション (S/I) は船荷証券 (B/L) や貨物運送状 (Waybill) に記載される情報のベースとなるため、航空輸送の場合も必要。決まった様式はないが、主要項目は存在する。一般的に輸出者が作成する書類だが、輸出者の依頼を受けた通関業者が作成することもある。

³ 航空貨物運送状 (Waybill) の場合は、船荷証券 (B/L) のように担保力がないため、荷為替手形の担保にはなり得ない。ゆえに、決済は送金ベースや信用状なしの取り立て手形 (B/C) によってなされる。ただし、信用状で "Air Waybill Acceptable" の条項を入れれば荷為替の取り組みは可能になる。

⁴ 「荷為替手形 (Documentary Bill)」とは、通常の「為替手形」に「船積書類」を添えた為替手形のことを指す。

⁵ 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00017.html

⁶ 農林水産省消費・安全局植物防疫課 <https://www.maff.go.jp/e/index.html>

⁷ 植物防疫所 <https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/english.html>

⁸ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/trade_control/index.html

⁹ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 <https://www.env.go.jp/en/index.html>

¹⁰ 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課 <https://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/pharmaceuticals/01.html>

法令	関連する主な品目	主管省庁・課
		農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 ¹¹
水産資源保護法	こい、きんぎよその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお、さけ科の発眼卵及び稚魚、くるまえび属の稚えび	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室 ¹²
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	さば、さんま、まいわし、いか及びこれらの加工品	水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化促進室 ¹³
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	砂糖、でん粉	農林水産省農産局地域作物課 ¹⁴ 独立行政法人農畜産業振興機構 ¹⁵
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる等の家さん、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部）	動物検疫所 ¹⁶
畜産経営の安定に関する法律	バター、脱脂粉乳、練乳等	独立行政法人農畜産業振興機構 ¹⁷
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	米穀等（米、米粉、もち、米飯等）、麦等（大麦、小麦、メスリン、又はライ麦を加工、調整したもの）	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課 ¹⁸ 農産局貿易業務課米麦品質保証室（日本語） ¹⁹
酒税法	酒類（アルコール度数1容量%以上の飲料）	財務省（税務署） ²⁰
食品表示法	すべての飲食物	消費者庁 ²¹
日本農林規格等に関する法律（通称「JAS法」）	有機食品	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室 ²²
ワシントン条約	キャビア、象牙、木香、アロエ、バニラ、リュウゼツラン、ワニジャーキー、熊肉等	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室 ²³

上記に挙げた法令のうち、特に輸出入と関りの深い法令について、その概要を下記に説明します。

2.2.1. 植物防疫法

植物防疫法は、国際植物検疫（輸入制限、輸入禁止、輸出検査）、国内植物検疫、緊急防除、指定有害動植物の防除、都道府県の防疫等を規定している法令です。

植物防疫法では、輸入植物を(1)輸入禁止品、(2)検査不要品、(3)輸入検査品の3つに区分しています。輸入しようとする植物がどの区分に該当するか、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付が必須であるか等を事前に確認する必要があります。

¹¹ 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 https://www.maff.go.jp/e/policies/food_safety/index.html

¹² 農林水産省消費・安全局地区水産安全管理課水産安全室 <https://www.maff.go.jp/e/index.html>

¹³ 水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化促進室 <https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html>

¹⁴ 農林水産省農産局地域作物課 <https://www.alic.go.jp/english/index.html>

¹⁵ 独立行政法人農畜産業振興機構 <https://www.alic.go.jp/english/index.html>

¹⁶ 動物検疫所 <https://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>

¹⁷ 独立行政法人農畜産業振興機構 <https://www.alic.go.jp/english/livestock.html>

¹⁸ 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課 <https://www.maff.go.jp/e/index.html>

¹⁹ 農産局貿易業務課米麦品質保証室（日本語） https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/boeki/kome_yun_yuu.html

²⁰ 財務省（税務署） <https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

²¹ 消費者庁 <https://www.caa.go.jp/en/>

²² 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室 <https://www.maff.go.jp/e/policies/standard/jas/>

²³ 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室 https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/CITES/index.html

1) 輸入禁止品

植物防疫法第7条第1項によると、以下のものが輸入禁止品となります。植物の病害虫は国や地域によって発生が異なりますので、同じ植物であっても輸入禁止となる国・地域、又は輸入禁止とはならない国・地域もあります。また、植物の生産国が植物の病害虫の発生している国・地域でなくても、植物の病害虫の発生している国・地域を経由した場合には、その過程で病害虫が付着する可能性があるため輸入が禁止される場合があります。

※植物防疫所ホームページでは、国・地域、植物を指定して輸入条件を検索することができるデータベース「[輸入条件に関するデータベース²⁴](#)」を提供していますので、ご利用ください。

表 6: 植物防疫法における輸入禁止品

1.	植物防疫法施行規則別表二に掲げる地域から発送され、又は当該地域を経由した同表に掲げる植物
2.	植物防疫法施行規則別表二の二に掲げる地域から発送され、又は当該地域を経由した同表に掲げる植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）
3.	植物防疫法施行規則別表一の二に掲げる植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）
4.	植物検疫の対象となる生きた病害虫
5.	土又は土の付着する植物
6.	上記 1 から 5 に掲げる物の容器包装

2) 検査不要品

輸入植物検疫規程第6条によると、検査不要品として、以下のものがあげられます。検査不要品に該当するかの判断については、製造工程表または成分表、植物の名称・使用部位がわかるもの等の資料を用意し、植物防疫所にお問い合わせください。

表 7: 植物検疫法の検査が不要な品目

➤	製茶（乾燥、加熱、発酵等の加工処理が行われた茶）、ホップの乾花及び乾たけのこ
➤	発酵処理されたバナラビーンズ
➤	亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等に漬けられた植物
➤	あんず、いちじく、かき、しなざるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴー、もも及びりゅうがんの乾果
➤	ココヤシの内果皮を粒状にしたもの
➤	乾燥した香辛料であって、小売用の容器に密封されているもの

3) 輸入検査品

- 「輸入禁止品」または「検査不要品」に該当しない植物は全て検査対象となります。輸入に先立ち、輸出国の政府機関が発行した**検査証明書（植物検疫証明書、Phytosanitary Certificate）**の取得が必要となります。検査の結果、病害虫が発見された場合は、消毒、廃棄または返送の措置が命じられます。消毒が命じられた場合は、消毒措置後に輸入することが可能となります。なお、検疫有害動植物であるかどうかを判定するために日本国内で隔離栽培を実施してその栽培地で検査を行う植物もあります。
- 植物検疫検査手続きには、[輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System: NACCS）²⁵](#)を利用します。

²⁴ <https://www.maff.go.jp/pps/e/notice.html>

²⁵ <https://www.naccs.jp/e/index.html>

4) 国際植物防疫条約

日本は、有害動植物の国際的な蔓延防止等における国際協力のための枠組みである国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention: IPPC）に加盟しています（2017年2月現在183の国と地域が加盟）。

2.2.2. 食品衛生法

「販売又は営業上使用する」食品等を輸入する場合は、安全性確保の観点から食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。

輸入届出は検疫所で受け付けており、食品衛生監視員が適法な食品等であるかの審査や、検査の要否の判断を行います。対象となる食品等には、**食品、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃ等**が含まれます。なお、検疫所では、輸入手続きを含め各窓口²⁶において輸入相談を受け付けています。

食品衛生法にかかる輸入手続きの流れについては図4の通りです。

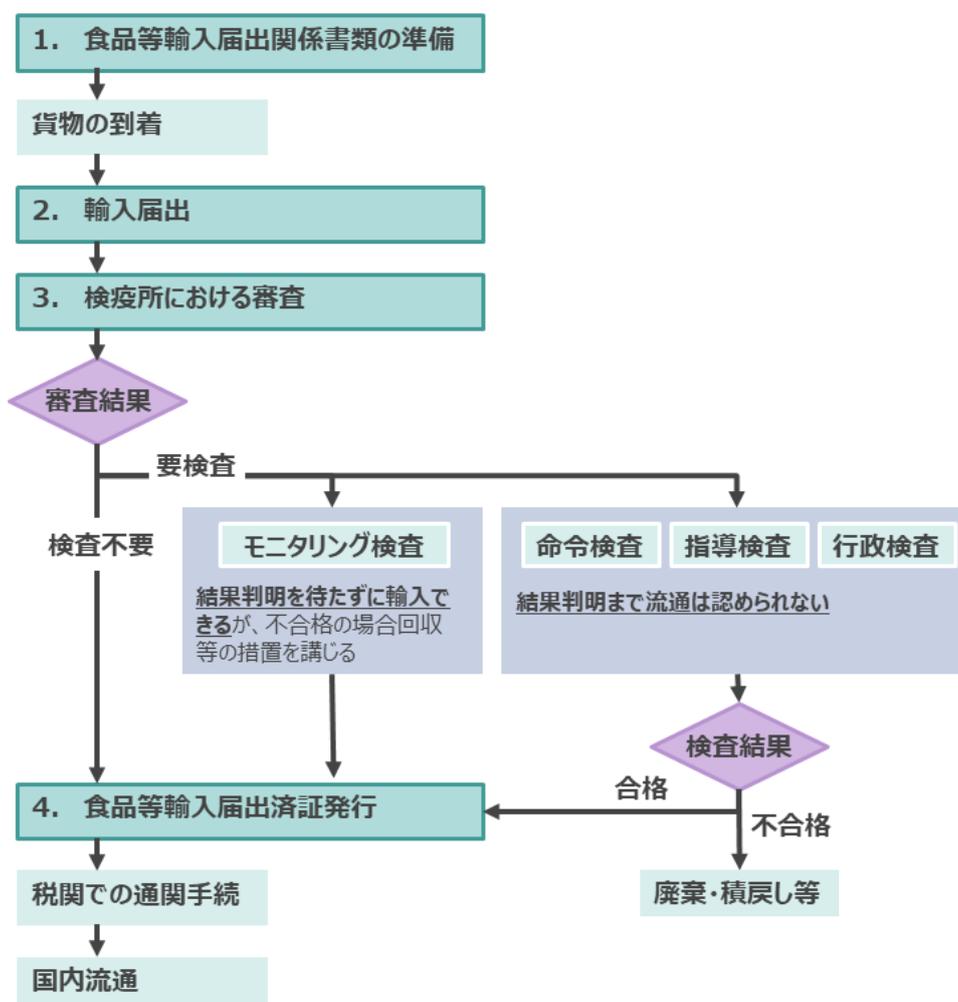


図 4: 食品衛生法に係る輸入手続きの流れ

²⁶ 検疫所窓口一覧 <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F001150518.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

食品衛生法にかかる詳細な輸出入手続きは、表 8 の通りです。

表 8: 食品衛生法に係る輸入手続き詳細

Step	実施事項	詳細
1	食品等輸入届出関係書類の準備	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 食品等輸入届出書（フォーマットの入手や記載方法は厚生労働省のウェブサイト²⁷または各検疫所の輸入食品関連ページを参照） ✓ 原材料表（加工食品の場合に必要） ✓ 製造工程表（加工食品の場合に必要） ✓ 試験成績書（過去に実施した自主検査（指導検査）の成績書。個別の規格基準があるもの等必要に応じて提出） <p>※未加工食品の場合は、輸出者・包装者の名称・所在地が分かる資料、学名や品種に関する資料、添加物を使用している場合は原材料表が必要。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 残留農薬基準 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「食品、添加物等の規格基準」（ポジティブリスト制度）により、各食品中の農薬の残留量の限度が定められている。 ➢ 個別の残留農薬等の基準値は公益財団法人日本食品化学研究振興財団のサイト「食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表」²⁸から検索可能。 ➢ ポジティブリストにない農薬等の一定量は 0.01ppm 以下である必要がある。 ➢ 最新情報は厚生労働省ウェブサイト（「食品中の残留農薬等」関連通知）を参照のこと。 ✓ 食品添加物・使用基準が定められている物質の含有 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本では使用が規制されている発色剤、着色料、保存料等の食品添加物に注意。 ➢ 国によっては放射線照射による殺菌を許可している国もあるが、日本では原則禁止。
2	輸入届出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貨物を通関する場所を担当する検疫所窓口へ届出を行う。 ✓ 通関手続きは電子化が進んでおり、輸出入・港湾関連情報システム（NACCS）²⁹による電子申請が利用されている。
3	検疫所における審査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検疫所の食品衛生監視員が提出書類を審査する。 ✓ 審査の結果、検査が必要と判断された場合は、以下の各種検査³⁰が実施される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 命令検査： 審査の結果、食品衛生法等の規定に反する疑いがあるときに、厚生労働大臣の命令のもとに実施される検査。同大臣指定の登録検査機関での検査結果が判明するまで同貨物は留置され、検査結果が法に適合するものであれば輸入者は当該貨物を輸入することが可能となる。なお、検査費用は輸入者の負担となる。 ➢ 指導検査（自主検査）： 輸入者が「厚生労働大臣登録検査機関」もしくは「輸出国公的検査機関」で自主的に実施する検査に対し、検疫所は検査結果の受け入れを行っている。 ➢ 行政検査： <ul style="list-style-type: none"> ◇ モニタリング検査： 検疫所が対象商品の種類ごとに輸入量、違反率、衛生上の問題が生じた場合の危険性を勘案し、年間計画に従って実施する検査。検査結果の判明前に貨物の輸入手続き、流通を進めることができる。検査費用は無料だが、開梱等の荷役費用は輸入者の負担となる。 ◇ モニタリング検査以外の行政検査： 輸送途上の事故等で、衛生上の問題があると思われる場合は、食品衛生監視員が当該貨物の置かれている場所へ赴き、現物検査を行う。状況によっては、サンプルを採取して検査・分析を行う。検査結果が判明するまで、当該貨物は留置される。検査費用は無料だが、開梱等の荷役費用は輸入者の負担となる。

²⁷ 厚生労働省 食品衛生法に基づく輸入手続き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/in dex_00004.html

²⁸ <https://db.ffcr.or.jp/front/>

²⁹ <https://www.naccs.jp/e/index.html>

³⁰ <https://www.mhlw.go.jp/content/000523312.pdf>

Step	実施事項	詳細
4	食品等輸入届出済証発行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検査が不要又は検査の結果問題ないと判断された貨物は、食品等輸入届出済証（以下、届出済証という）が交付される。 ✓ 審査や検査の結果、法違反となった場合は、日本国内での販売等ができないため、輸入者が廃棄又は積戻し等の措置を行う。

輸入届出については、手続きを簡素化・迅速化することができる制度があります。詳細は、厚生労働省のウェブサイト「[食品等輸入届出手続きの簡素化・迅速化の制度³¹](#)」を参照してください。

2.2.3. 医薬品医療機器等法

1) 関税分類番号

医薬品は関税分類上では表 9 のように分類されます。なお、**化粧品も医薬品医療機器等法の対象**となります。対象となる品目の HS コードは、成分や性質、状態等により異なるため、[実行関税率表³²](#)を参照されるか、税関にご確認ください。

表 9: 医薬品の関税分類番号

品名	HS コード ³³
医薬品（小売用でないもの）	HS3003
医薬品（小売用のもの）	HS3004
脱脂綿・ガーゼ・包帯その他の製品で、医薬品を染み込ませもしくは塗布したもの（小売用のもの）	HS3005
血液型判定用試薬等	HS3006

2) 必要書類と手続き

医薬品または医薬部外品を日本で販売する事業者は「**医薬品製造販売業許可**」が必要です。最終的な包装・日本語表示・保管・試験検査等を行う場合は、製造事業者も「**医薬品製造業許可**」を取得することが必要となります。

外国において日本に輸出される医薬品又は医薬部外品を製造する場合も、上記の許可が必要です。その認定手続きや特例については以下の通りとなります。

- 外国製造業者の認定
 - 外国製造業者の場合も、厚生労働大臣の認定（法第 13 条の 3）が必要です。
 - 申請先は**独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）³⁴**。
 - 外国製造業者の認定の手続きは、当該外国製造業者の製造する医薬品等の製造販売業者等が代行することができますが、申請者はあくまでも外国製造業者になります。
 - 認定のための事務処理には約 5 カ月程度の期間が必要です。
- 外国特例承認（法第 19 条の 2）
 - 外国製造業者が直接、厚生労働大臣の「製造販売承認」を取得することも可能です。
 - ただし、申請時に外国製造業者が選任した製造販売業者に限り、輸入した医薬品を製造販売することができます。

2.2.4. 外国為替及び外国貿易法

外国為替及び外国貿易法は、外国貿易等の対外取引の正常な発展、日本や国際社会の平和・安全の維持等を目的に、必要最小限の管理または調整を行うための法令です。

³¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000523315.pdf>

³² <https://www.customs.go.jp/english/tariff/index.htm>

³³ HS コードは 2024 年 7 月参照。

³⁴ <https://www.pmda.go.jp/english/index.html>

輸入管理の具体的方法については、**輸入貿易管理令、輸入公表等**に定められており、特定の貨物の輸入、特定の国・地域を原産地・船積地とする貨物の輸入等を行う場合には、経済産業大臣の許可・承認が必要となります。詳細は経済産業省のウェブサイト「[貿易管理³⁵](#)」を参照してください。

外国為替及び外国貿易法に関連して、表 10 に記載の 5 つの制度があります。

表 10: 外国為替及び外国貿易法に係る制度

制度	概要	対象品目
輸入割当 (IQ)	輸入される貨物の数量または金額を国内の需要等に基づき、輸入者等に割り当てをする制度 (数量規制)	ニンジン、タラ、ブリ等の近海魚、帆立貝、イカ、食用の海草、海草の調整食料品、等
2号承認	特定の原産地または船積地域に係る輸入について承認を必要とする制度 (特定地域規制)	中国・北朝鮮・台湾を原産地または積載地域とするさけ・ます及びこれらの調製品、等
2の2号承認	原産地または船積地域にかかわらず特定の貨物について承認を要する制度 (全地域規制)	ワシントン条約附属書 I 掲載の動植物及び派生物
事前確認	特定の貨物を輸入する際に、事前に経済産業大臣等の確認を受けることにより承認が不要となる制度	冷凍のまぐろ類、めろ、冷凍したカニ、ワシントン条約附属書 II 及び III 掲載の動植物及び派生物
通関時確認	特定の貨物を輸入する場合に、輸入通関時に定められた書類を税関に提出することにより承認が不要となる制度	生鮮または冷蔵のまぐろ類、カニ、ワシントン条約附属書 II 及び III 掲載の動植物及び派生物、等

2.2.5. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から徴収した調整金を主たる財源として、国産品の生産者及び製造事業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付する価格調整制度です。

該当する場合は、輸入申告前に (独) 農畜産業振興機構 (ALIC) と輸入申告者等との間で、書面による売買契約を行い、その売り・買いの差額を指定でん粉等売買差額 (=調整金) として機構へ納付する義務があります。

1) ALIC との売買の対象となる砂糖類

- 「指定糖」は、粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖等分みつした砂糖 (遠心分離等の操作を加えて糖みつを分離した砂糖) が対象となります。
- 「輸入異性化糖等」は、輸入異性化糖、輸入混合異性化糖が対象となります。
- 「指定糖」及び「輸入異性化糖」に該当する品目は表 11 の通りです。

表 11: 指定糖及び異性化糖

砂糖類		HSコード	備考
指定糖	粗糖	1701.12-100 1701.14-110	甘しゅ又はてん菜を原料とする分みつした砂糖で、乾燥状態において全重量に対するしゅ糖の含有量が検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの (単糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)
	精製糖	1701.99-200	甘しゅ又はてん菜を原料とする分みつした砂糖で、製造過程において精製工程を経たもの (着色香嗜好添加成型等の二次的加工工程を経たものを除く。) 及び化学的に純粋なしゅ糖
	氷砂糖	1701.91-000 1701.99-100	氷砂糖その他これに類するもの (香味料を加えたもの及び着色したものを含む。)
	角砂糖	1701.91-000 1701.99-100	角砂糖その他これに類するもの (香味料を加えたもの及び着色したものを含む。)

³⁵ https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/trade_control/index.html

砂糖類		HSコード	備考
特殊糖	高糖度粗糖	1701.12-200 1701.14-200 1701.99-200	甘しや又はてん菜を原料とする分みつした砂糖で、乾燥状態において全重量に対するしよ糖の含有量が検糖計の読みで 98.5 度以上に相当するもの（車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。）
	香味着色糖	1701.91-000	甘しや又はてん菜を原料とする分みつした砂糖（本表の他の分類に属するものを除く。）
	粉糖 顆粒糖	1701.99-200	
	砂糖水	1702.90-211	分みつした砂糖水（香味料を加えたもの及び着色したものを除く。）
	香味着色糖水	2106.90-221	分みつした砂糖水（香味料を加えたもの及び着色したものを。）
	その他	1702.90-110	甘しや又はてん菜以外のものを原料とする分みつした砂糖
混合糖		1702.30-210 1702.40-210 1702.60-210 1702.90-521	砂糖（粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖、特殊糖）とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖（香味料を加えたもの及び着色したものを除く。）
異性化糖	異性化糖	1702.30-229 1702.40-220 1702.60-220 1702.90-529	異性化糖（※でん粉を酵素又は酸により加水分解して得られた主としてぶどう糖からなる糖液を酵素又はアルカリにより異性化した果糖又はぶどう糖を主成分とする糖）で、香味料を加えたもの及び着色したものを除く
	混合異性化糖	1702.30-210 1702.30-229 1702.40-210 1702.40-220 1702.60-210 1702.60-220 1702.90-521 1702.90-529	異性化糖（上記※に同じ）と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖で、香味料を加えたもの及び着色したものを除く

2) ALIC との売買の対象となるでん粉

でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造用でん粉として、関税割当³⁶を受けて輸入されるでん粉が対象となります。

表 12: 売買対象となるでん粉

品目	HSコード
とうもろこしでん粉(コーンスターチ) ³⁷	1108.12.010
	1108.12.091
ばれいしよでん粉	1108.13.010
	1108.13.091
マニオカ(カッサバ又はタピオカ)でん粉	1108.14.010
	1108.14.091
サゴでん粉	1108.19.011
	1108.19.017
その他のでん粉	1108.19.091
	1108.19.097

2.2.6. 食品表示法

1) 食品表示法の施行（2015年4月1日）

2015年よりこれまでの食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく表示に関する規定が一元化され、食

³⁶ 関税割当制度は、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率（一次税率）を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（二次税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度である。

³⁷ コーンスターチの製造に使用されるものとして、関税割当てを受けて輸入されるととうもろこし（HSコード：1005.90-091）も売買対象となる。

品表示法となりました。同法では、食品の製造者、加工者、輸入者または販売者に対し、食品表示基準の遵守が義務付けられています（第 5 条）。詳細は[消費者庁のウェブサイト³⁸](#)を参照してください。また、商品ごとの表示基準は、消費者庁の「[早わかり食品表示ガイド³⁹](#)」を参照してください。

- 表示基準が設定されているのは主に下記の項目です。
 - 品質事項：原材料名、内容量、原産国名等の食品の品質
 - 衛生事項：添加物、賞味期限、保存方法、アレルゲンや製造所等
 - 保健事項：栄養成分等
 - その他：遺伝子組み換えについての表示等

2) 輸入米粉製品に関する注意事項

諸外国における「グルテンフリー表示」と、日本の「アレルギー表示」は基準が異なります。そのため、原材料におけるアレルゲンの状況を十分確認のうえ、適切なアレルギー表示を行う必要があります。

小麦アレルゲンを含む食品に「グルテンフリー」と強調表示した場合、消費者が小麦アレルゲンを含まないと判断する可能性があると考えられることから、景品表示法等の規制上の問題となる恐れがあります。表 13 を参照し、日本におけるアレルギー表示に沿った食品表示となるよう注意してください。

表 13: 「グルテンフリー表示」と日本の「アレルギー表示」の違い

EU・アメリカ等のグルテンフリー表示	国内のアレルギー表示
✓ セリアック病の人の商品選択に資する観点から、「グルテンフリー」表示が可能。表示する際は、 グルテン濃度が 20ppm 以下 。	✓ 食物アレルギーが、ごく微量のアレルゲンによって引き起こされることがあるため、小麦等の特定原材料を含む食品にあっては、原材料としての使用の意図にかかわらず、原則、当該特定原材料を含む旨を表示する必要がある。 ✓ 数 ppm 以上 の小麦総たんぱく量を含む状況であれば、 容器包装に小麦のアレルギー表示 をしなければならない。 ✓ 混入の可能性が排除できない場合については、食物アレルギー-疾病を有する者に対する注意喚起表記を推奨。

2.2.7. 日本農林規格等に関する法律（通称「JAS 法」）

日本農林規格（Japan Agricultural Standard, JAS）とは、農林物資（飲食料品・農産物・林産物・畜産物・水産物）についての品質の基準と品質に関する表示の基準を内容とする全国統一の規格（Standard）のことです。これを定めているのが「日本農林規格等に関する法律」であり、通称「JAS 法」と呼ばれています。同法令の詳細については[農林水産省のウェブサイト⁴⁰](#)をご参照ください。

1) JAS 制度

JAS 法に基づき、農産物や加工食品等の品質と表示について定めているのが JAS 制度です。JAS 制度は、「日本農林規格（JAS）制度」と「品質表示基準制度」から成り立っています。

2) 「日本農林規格（JAS 規格）」制度

「日本農林規格（JAS 規格）」制度は、農林水産大臣が制定する日本農林規格による格付け検査に合格した製品に JAS マークの貼付を認める制度です。JAS 規格には一般の JAS 規格と特定 JAS 規格とがあり、特別な生産・製造方法についての基準を内容とする規格を特定 JAS 規格といいます。有機農産物や有機農産物加工品も特定 JAS 規格によって定められています。

³⁸ https://www.caa.go.jp/en/policy/food_labeling

³⁹ https://www.shokuhyoji.jp/pdf/pamphlet_guide_en.pdf

⁴⁰ <https://www.maff.go.jp/e/policies/standard/jas/>

なお、JAS 規格制度は任意の制度のため、JAS 規格の制定された品目であっても JAS マークを付けていないものもあります。

3) 有機 JAS 規格

有機 JAS 規格には「有機農産物」、「有機加工食品（有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品）」、「有機畜産物」の3分類が指定されています。これらは品目名に関する適正な表示の確保が特に必要である品目として「指定農林物資」に定められているため、「有機」「オーガニック」等と表示するには「有機 JAS マーク」が必要となります。

有機酒類は、これまで JAS の対象ではありませんでした。JAS 法が改正され、2022 年 10 月 1 日以降、酒類に「有機」「オーガニック」等と表示するには有機加工食品の JAS 認証を取得し、有機 JAS マークを表示することが必要となりました。

以下①②のいずれかの方法で、輸入する食品に有機 JAS マークを表示することができます。

- ① 日本が有機同等性を承認した国で生産・製造された有機農産物、有機加工食品および有機畜産物を、日本の認証輸入業者が輸入し、有機 JAS マークを貼付して流通させる。（有機 JAS マークの貼付にあたり、輸入先国の政府機関等から発行された証明書またはその写しの添付が必要。）
- ② 海外の有機 JAS 認定事業者が生産・製造し、有機 JAS マークを貼付した有機食品を輸入し、流通させる。（既に有機 JAS 認証された商品であることから、認証輸入業者でなくとも輸入可能。）

2.2.8. ワシントン条約

ワシントン条約⁴¹が規制する動植物等を輸入しようとする者は、輸出国が発行する「**CITES 輸出許可書**」等の取得、さらに該当種によっては経済産業大臣から「**輸入承認証**」又は「**事前確認書**」の発給を受ける必要があります。詳細は、経済産業省 HP「[The Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora \(CITES\)](https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/CITES/index.html)⁴²」をご参照ください。

規制対象となる動植物は、ワシントン条約の附属書に掲載されています。動植物の名称は、全てラテン語の学術名称で記されているため、ラテン語の学名を調べたうえで [附属書](#)⁴³をご参照ください。[ワシントン条約事務局データベース](#)⁴⁴より検索することも可能です。

2.2.9. その他留意すべき規制

- 高圧ガス保安法
スプレータイプ等エアゾール製品の輸入通関には、高圧ガス保安法の適用除外となる旨の証明書が必要です。輸入者が所定の試験成績書を作成し、経済産業省が告示で定める要件（内容量 1 リットル以下、内圧 0.8 メガパスカル以下）に合致していることが確認された場合に適用除外とみなされます。
- 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）／公正競争規約
医薬品医療機器等法に加えて、同法においても過大な景品付き販売や、消費者に誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示等は禁じられています。

⁴¹ 正式名称は Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）であり、CITES とも呼ばれる。

⁴² https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/CITES/index.html

⁴³ <https://cites.org/eng/app/appendices.php>

⁴⁴ <https://speciesplus.net/>

- 容器包装リサイクル法
商品として販売する容器包装には、容器包装リサイクル法への対応が必要となります。
- 麻薬および向精神薬取締法等
一部の睡眠導入剤等、中枢神経系に依存性をもたらすおそれのあるもの等は「麻薬及び向精神薬取締法」、「大麻取締法」、「覚せい剤取締法」、「あへん法」等に抵触しないかに注意する必要があります。

2.3. 関税制度

2.3.1. 概要

1) 日本の関税制度

関税は、輸入品に課される税を指します。関税率は輸入先の国・地域や輸入産品により異なりますが、日本の関税率は以下の通り「法律」と「国際条約」に基づき定められています。

表 14: 日本の関税率に係るルール・合意の概要

税率に係るルール・合意	概要
法律	日本では、「関税定率法」と「関税暫定措置法」という法律によって税率が定められている。 関税定率法：基本税率が定められている。 関税暫定措置法：一時的に基本税率を適用しがたい場合に、基本税率に代わって適用される暫定税率が定められており、基本税率に優先して適用される。同法では、開発途上国や地域からの輸入品に適用される特惠税率も定められている（「2.3.4. 特惠等特別措置」に詳細を記述）。
国際条約	「協定税率」と「経済連携協定等に基づく税率（EPA 税率）」は国際条約に基づいて定められている。 協定税率：WTO 協定において、WTO 加盟国・地域に対して一定以上の関税を課さないことを約束している税率である。同税率が国定税率より低い場合、WTO 加盟国・地域からの産品に対し等しく適用される。 経済連携協定等に基づく税率（EPA 税率）：経済連携協定（EPA）を締結した相手国から輸入する産品のみを対象とした税率である。EPA では、最恵国待遇 ⁴⁵ による実行税率より低い税率が規定されており、原産地等の条件を満たすことにより、国定税率及び協定税率に優先してその税率が適用される。大洋州地域において日本は豪州と経済連携協定を締結しているが、その他の太平洋島嶼国とは締結していない（2024年7月時点）。

2) 関連の制度や協定、法律

関税に関する制度や法律としては下記のもの挙げられます。詳細はリンク先からご確認ください。

- 特惠関税制度：

https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1501_e.htm

- 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等関税にかかる協定の締結状況：

<https://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/index.html>

- 関税法、関税定率法、関税暫定措置法等の関連法の英訳⁴⁶：

https://www.kanzei.or.jp/kanzei_law/01.htm

3) 関税一覧

関税率は輸入先の国・地域や輸入産品により異なり、随時改訂されていますので、財務省関税局のウェブサイトから最新の関税情報（関税分類や関税率）をご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/english/tariff/index.htm>

2.3.2. 品目分類

1) HSコード

輸出入品目には HS コードと呼ばれる番号が割り振られています。HS コードやその概要については、表 15 をご参照ください。

⁴⁵ 「最恵国待遇」は、関税などでいずれかの国に与える最も有利な待遇をほかのすべての加盟国にも与えなければならないというルールであり、WTO 協定の基本原則のひとつである各国はすべての国を平等に扱うべしという「無差別原則」に基づいている。

⁴⁶ 日本関税協会のウェブサイト上に掲載されている英訳は公定訳ではなく、日本語の法令が法的効力を有する。

表 15: HSコードの概要

項目	概要
HSコードの概要	<ul style="list-style-type: none"> ● HSコードは日本語で「輸出入統計品目番号」や「関税分類番号」と呼ばれ、あらゆる貿易産品の分類を世界的に統一し、関税率の決定や原産地規則の判断、規制品の判別等のために使用される6桁のコード番号である。 ● HSコードは「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められており、同条約には日本を含め159の国及び欧州連合（EU）が加盟している（2022年7月時点）。非加盟国であってもHSコードを使用している国と地域を合わせると、200以上の国と地域でHSコードが使用されている。 ● HSの分類改訂は、約5年ごとに見直しをすることとされており、最近では2022年に改正された。
HSコードに関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入申告時に輸入申告書に記載する関税額は、従価税品となっている多くの品目においてはHSコード（輸入統計品目番号）ごとに定められた関税率に基づいて計算される⁴⁷。このため、正しい関税額を把握するために正しくHSコードを特定することが必要である。 ● 6桁のHSコードはHS加盟国・地域及びHSコード使用国・地域で同じルールに基づき分類されるが、それぞれの輸入国・地域で都度HSコードの判定が行われるため、同じ商品であっても輸入国・地域によって異なる分類がなされるケースがある。また、HSコードの分類の判断には高い専門知識を要するため、輸出者が通知してきたコードを安易に使って輸入手続を進めると、後に税関から更正の処分を受ける、または修正申告が必要になるリスクがある。新たな商品を輸入する際は、輸入者が税関の「関税分類の事前教示制度⁴⁸」を利用する等して、必ず輸入者を通じてHSコードや関税率について輸入国の税関に確認することを推奨する。
HSコードの構成（構成イメージは下図を参照）	<ul style="list-style-type: none"> ● HSコードは、貿易対象品目を21の「部」（Section）に大分類し、6桁の数字で表す。6桁のうち、上2桁を類（Chapter）、類を含む上4桁を項（Heading）、項を含む上6桁を号（Sub-heading）といい、号までの計6桁は世界共通で定められている。 ● HSコード6桁目より後の番号については、各国が国内法に基づいて統計細分等の任意の番号を設定できる。日本では第7～9桁目を輸出入統計細分、10桁目をNACCS（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム）用として使用している。



2) HSコードの品目分類一覧（概要）

品目分類ごとのHSコードと関税分類は、財務省関税局のウェブサイトにて検索が可能です。

関税分類検索：<https://www.customs.go.jp/searchsv/jitsv002.jsp>

⁴⁷ 一部の品目では重量に対して関税がかかり、これを従量税品という。

⁴⁸ 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者の方が、輸入の前に税関に対して、当該貨物の関税分類（税番）、原産地、関税評価及び減免税についての照会を行い、その回答を受けることができる制度である。（東京税関のウェブサイト <https://www.customs.go.jp/english/advance/classification.htm> より引用）

2.3.3. 規制品目

1) 輸入が禁止されている品目

2024年7月現在、以下の品目は関税法により日本への輸入が禁止されています。これらの品目を輸入した場合には関税法等に基づき処罰される可能性があります。

- 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤、あへん吸煙具
- 指定薬物（医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）
- けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品
- 爆発物
- 火薬類
- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第20項に規定する一種病原体等及び同条第21項に規定する二種病原体等
- 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カード（生カードを含む）
- 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
- 児童ポルノ
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで又は第10号から第12号までに掲げる行為を組成する物品

上記のほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（「2.2 輸出入に係る各種法律・規制」を参照）、植物防疫法（「2.2.1 植物防疫法」を参照）、家畜伝染病予防法（「3.8.2. 主な法規制」の「2）家畜伝染病予防法」を参照）等においても輸入が禁止されている品目があります。例えば、太平洋島嶼国に自生する植物である「カバ」は、安全性の観点から、日本では食品やサプリメント、医薬品として販売することはできず、監視取締の対象となっています。

また、合法と称して販売されているアロマオイルやハーブ、バスソルト等の商品の一部には、「麻薬」や「指定薬物」に該当し、輸入が禁止されているものがあるため注意が必要です。

輸入が禁止されている品目については関税局のウェブサイトにて最新の情報を確認することを推奨します。

日本への輸出が禁止されている品目一覧：<https://www.customs.go.jp/english/summary/p/rohibit.htm>

2) 輸入が規制されている品目

日本の産業、経済、保険、衛生、公安及び風俗等に悪影響を及ぼす輸入貨物については、関税関係法令以外も含めた様々な国内法令によって輸入が制限されています。

関税関係法令を除き、輸出入に関して許可承認等を定めた法令（以下、他法令という）により許可、承認等を要する場合には、輸入申告や税関の審査の際に同法令の許可、承認等を受けている旨を税関に証明し、確認を受ける必要があります。なお、法令によっては許可、承認を受けるために、海外の政府機

関等の証明等を取得しなければならない場合があるため、必要書類等について事前に十分に調べておくことが重要となります。

税関で確認する輸入関係他法令とのその所轄省庁は下記の税関のウェブサイト上で確認できますが、不明点があれば輸入者を通じて最寄りの税関に問合せすることを推奨します。また、スムーズに輸入手続きを行うためにも、他法令に該当する品目を輸入する際はあらかじめ主管省庁に相談してください。

税関で確認する輸入関係他法令の概要：

https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1801_e.htm

2.3.4. 特恵等特別措置

1) 特恵関税制度と特恵適用国

特恵関税制度は、開発途上国又は地域を原産地とする特定の輸入品に対して一般の関税率よりも低い税率を適用し、開発途上国又は地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を支援するための制度です。特恵税率は、経済が開発途上にあることを理由に特恵関税の供与を希望した国・地域に対し、日本が適当であると認めた場合に適用され、実行税率（国定税率と協定税率のいずれか低い税率）よりも低い税率が設定されています。原産地等の条件を満たすことで輸入の際に特恵税率が適用されます。

表 16 のとおり、特恵関税には「一般特恵関税（Generalized System of Preferences : GSP）」と「特別特恵関税」があります。

表 16: 特恵関税の概要

特恵関税	概要
一般特恵関税 (GSP)	<ul style="list-style-type: none"> 日本が「特恵受益国」と認めた開発途上国を原産地とする品目（一部の例外品目は除く）を日本に輸入する場合に、通常関税率より低いか、あるいは無税の特恵税率が適用される制度である。 2024年4月1日時点で特恵受益国及び地域は130（126か国、4地域）ある。最新の特恵適用国は以下関税局のウェブサイトに掲載されている。 特恵適用国・地域一覧：https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1504_e.htm
特別特恵関税	<ul style="list-style-type: none"> 特恵受益国のうち、「特別特恵受益国」として認められた後発開発途上国（Least developed country: LDC）（2024年7月時点で47ヶ国・地域）の原産品を輸入する場合は、特別特恵関税が適用され原則無税になる。 2024年4月1日時点で130ある特恵受益国及び地域のうち、44か国が特別特恵受益国（LDC）に指定されている。（LDC適用国は、上記の「特恵適用国・地域一覧」を参照のこと）

太平洋島嶼国のうち、表 17 の 11 か国が特恵受益国または特別特恵受益国に指定されています（2024年4月1日時点）。※ナウル、パラオ、クック諸島は特恵受益国の対象外。

表 17: 太平洋島嶼国における特恵関税の受益国

特恵受益国	サモア、トンガ、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、マーシャル、ミクロネシア
特別特恵受益国 (LDC)	キリバス、ソロモン、ツバル

2) 特恵関税の対象品目

特恵関税は、農水産品と鉱工業品で異なる方式により設定されています。

表 18: 特恵関税の設定方法

品目	特恵関税の設定方法
農水産品	<ul style="list-style-type: none"> 特定の品目に限り特恵関税が供与され（ポジティブ・リスト方式という）、各々の対象品目毎に特恵税率が設定されている。

品目	特惠関税の設定方法
	<ul style="list-style-type: none"> ● 主な対象品目として、たこ（5%）、まつたけ（無税）、乾燥たけのこ（7.5%）、香辛料（無税）等がある。
鉱工業品	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の例外品目（革・革靴等）を除き、原則すべての品目に特惠関税が供与される（ネガティブ・リスト方式という）。特惠税率は原則無税であるが、一部の品目は有税である。 ● 無税の主な品目：紙製品、陶磁器製品、鉄鋼製品等。 ● 有税の主な品目：ハンカチ、じゅうたん等。

2007 年度関税改正において LDC に対する特別特惠の対象品目が拡充され、原則としてすべての品目が LDC 無税・無枠措置の対象とされました。本措置により、LDC 産品のうち無税・無枠措置の対象となる品目の割合は、品目ベースでそれまでの約 86%から約 98%まで拡大されました。主な対象品目は表 19 のとおりです。

表 19: LDC 無税無枠の対象品目（拡大措置が行われた 2007 年時点）

	主な品目	合計品目数	総品目数に占める割合
対象品目	原油、たこ、革靴、コーヒー、シュリンプ及びプローン、スーツ、ごま、めばちまぐろ、灯油、雑豆、きはだまぐろ、かつお、もんごういか	8,859	98.1%
例外品目	米及び米調製品、一部水産品（さば等）、でん粉及びでん粉調製品、コーンスターチ用とうもろこし、砂糖、一部皮革製品	176	1.9%
総計		9,035	100.0%

2.3.5. 原産地規則

原産地規則とは、貨物の原産地を決めるためのルールのことです。特惠関税や EPA 等の関税政策では産品の原産地をもとに適用の可否を決めているため、同規則に基づいて原産地を証明する必要があります。一国で生産プロセスが完結する場合は当該国が原産地となりますが、複数の国にわたって生産されている場合（例えば材料が他の国で生産されている、包装のみ他の国で実施されている等）は、複数国のうち原産地となる国を原産地規則に則って決定する必要があります。

原産地規則は、原産品と認められる貨物の基準を定めた「原産地基準」と、輸入者が輸入時に貨物の原産地を申告する手続や、輸入国の税関が輸入者や輸出国の政府等に対して行う場合がある事後確認手続等を定めた「原産地手続き」から構成されています。原産地規則は政策目的に応じて主に以下の 3 種類に大別されます。

- 一般特惠関税制度（GSP）の原産地規則（GSP の税率を適用するための規則）
- 経済連携協定等の原産地規則（EPA 税率を適用するための規則）
- 非特惠原産地規則（WTO 協定税率の適用や貿易統計計上等のための規則）

これらの原産地規則のうち、日本への輸入に際して原産地証明書の提出等の特別な手続が必要な GSP と EPA 等の原産地規則に関して、表 20 と表 21 で概要を説明します。

表 20: 一般特恵関税制度 (GSP) の原産地規則

原産地規則	概要
原産地基準	<p>「完全生産品」及び「実質的な変更を加える加工又は製造により生産された産品」が原産品と判定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完全生産品：貨物が一つの国において完全に生産された場合 ➢ 実質的な変更を加える加工又は製造により生産された産品：貨物の原料・材料（全部または一部）が他の国の物品であり、これに「実質的な変更を加える加工又は製造⁴⁹」を行って生産された場合
原産地手続き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原産地証明 貨物の輸出者や生産者が輸出国発給当局（またはその指定機関）⁵⁰に申請し、原産地証明書を取得。それを受け取った輸入者が輸入国税関に同証明書を提出する。（これを「第三者証明制度」という） ➢ 積送基準を満たすことを証明する書類の提出（第三国を経由して日本に輸入する場合のみ） 特恵税率の適用を受けるには、第三国を経由せず原産国から輸入国に直送される、もしくは第三国を経由する場合は第三国において積卸し、蔵置等の許容された作業のみが行われる等が条件となる。輸入申告の際に積送基準を満たしていることを証明する書類（通し船荷証券、経由国の税関等が発給した証明書、その他税関長が適当と認める書類）の提出が必要となる。 ➢ 事後確認 輸入通関後に、特恵税率にて輸入申告された貨物が輸出国の原産品であるかについて税関により確認が行われる。原産品であることが確認できない場合には特恵税率の適用が否認され、内容によって過少申告加算税等の対象になることがあるため注意が必要である。

表 21: 経済連携協定等の原産地規則

原産地規則	概要
原産地基準	<p>原産地基準は各々の経済連携協定により異なる部分があるが、基本的には、「完全生産品」、「原産材料のみから生産される産品」および「実質的変更基準を満たす産品」が原産品と判定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完全生産品：貨物が一つの国において完全に生産された場合 ➢ 原産材料のみから生産される産品：協定締結国の原産材料のみから、同国において完全に生産された場合。完全生産品との違いは、同原産材料の生産に使われた材料にまで遡ると第三国の非原産材料が使われていることであり、その場合は原産品と認められる。 ➢ 実質的変更基準を満たす産品：第三国の材料（非原産材料）を使用した場合であっても、最終産品が元の材料から大きく変化している場合（これを「実質的変更」と呼ぶ）。日本が締結している多くの協定において、実質的変更基準は、「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、または「加工工程基準」のいずれか、あるいはその組合せが採用されている。
原産地手続き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原産地証明 協定毎に異なり、「自己申告制度」⁵¹、「認定輸出者自己証明制度」⁵²、または先述の「第三者証明制度」のいずれかを利用して証明する。 ➢ 積送基準を満たすことを証明する書類の提出（第三国を経由して日本に輸入する場合のみ） 先述の表 20: 一般特恵関税制度 (GSP) の原産地規則の原産地手続きに記載の内容と同じ手続きとなる。 ➢ 事後確認 先述の表 20: 一般特恵関税制度 (GSP) の原産地規則の原産地手続きに記載の内容と同じ手続きとなる。

原産地規則や原産地手続きの詳細については以下税関のウェブサイトをご参照ください。

原産地規則：<https://www.customs.go.jp/roo/english/index.htm>

原産地証明手続き：<https://www.customs.go.jp/roo/english/procedure/index.htm>

⁴⁹ 貨物の関税分類番号の項（HS 4 桁）と当該貨物の生産に使用された非原産材料の該当項（HS4 桁）が異なる加工・製造を指す

⁵⁰ 税関が発行する GSP に基づく原産地証明書の発行主務官庁リスト

（https://www.customs.go.jp/roo/english/procedure/gsp_authorities.pdf）によると、キリバスでは「Ministry of Commerce, Industry and Cooperative」が、PNG では「Department of Foreign Affairs and Trade」が同証明書の発行主務官庁である。（他の太平洋島嶼国については記載されていない）

⁵¹ 「自己申告制度」は、貨物の輸入者、輸出者あるいは生産者自らが原産品申告書を作成し、輸入者が輸入国の税関にそれを提出することによって原産品であることを申告する制度である。

⁵² 「認定輸出者自己証明制度」は、輸出国における権限のある当局より認定された輸出者がインボイス等の商業上の文書に貨物が原産品である旨の申告文を明記し、輸入国の税関に提出することによって原産品であることを申告する制度である。

GSP や EPA 等の優遇された税率を適用して貨物を日本に輸入するための、上記の原産地規則の確認や原産地手続きを含めた適用を受けるための流れを表 22 に示しています。

表 22: 輸入貨物の GSP や EPA 利用のステップ^o

Step	実施事項	主な実施者	本ガイドブックに記載の参照先
1	輸出国が GSP に該当するか、もしくは日本と EPA を締結しているかを確認	輸入者	2.3.4. 特恵等特別措置「 特恵適用国・地域一覧⁵³ 」 2.3.1. 概要「 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等関税にかかる協定の締結状況⁵⁴ 」
2	輸入貨物の HS 番号及び統計細分を特定	輸入者、輸出者	2.3.2. 品目分類「 関税分類検索⁵⁵ 」
3	輸入貨物に GSP・EPA 税率が設定されているかを確認	輸入者	2.3.1. 概要「 最新の関税情報⁵⁶ 」
4	適用される原産地基準を特定	輸入者	2.3.5. 原産地規則「 原産地規則⁵⁷ 」
5	原産地基準を満たすかを確認	輸入者、輸出者 もしくは生産者	2.3.5. 原産地規則「 原産地規則⁵⁸ 」
6	輸入面での原産地手続き	輸入者、輸出者 もしくは生産者	2.3.5. 原産地規則「 原産地証明手続き⁵⁹ 」
7	GSP・EPA 税率の適用	輸入者	2.3.5. 原産地規則「 原産地証明手続き⁶⁰ 」
8	必要に応じ日本税関からの事後確認（検証）に対応	輸入者、輸出者	2.3.5. 原産地規則「 原産地証明手続き⁶¹ 」

2.3.6. 関税以外の諸税

● 輸入品に課される消費税

保税地域から引き取られる日本への輸入品には原則として 10%の消費税（2024 年 7 月時点）がかかり、輸入品の引取り者が消費税の納税義務を負います。基本的に輸入品の課税標準は、CIF 価格（運賃、保険料込み価格）に消費税以外の関税及び個別消費税の額に相当する金額を加算した合計額です。輸入品の引取り者は、原則として品名、数量、金額等と関税や消費税の金額等を記載した輸入（納税）申告書を所轄の税関長に提出し、輸入品を引き取るまでに関税ともに消費税を納付します。

⁵³ 日本国税関 https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1504_e.htm

⁵⁴ 日本国外務省 <https://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/index.html>

⁵⁵ 日本国税関 <https://www.customs.go.jp/searchsv/jitsv002.jsp>

⁵⁶ 日本国税関 <https://www.customs.go.jp/english/tariff/index.htm>

⁵⁷ 日本国税関 <https://www.customs.go.jp/roo/english/index.htm>

⁵⁸ 日本国税関 <https://www.customs.go.jp/roo/english/index.htm>

⁵⁹ 日本国税関 <https://www.customs.go.jp/roo/english/procedure/index.htm>

⁶⁰ 日本国税関 <https://www.customs.go.jp/roo/english/procedure/index.htm>

⁶¹ 日本国税関 <https://www.customs.go.jp/roo/english/procedure/index.htm>

コラム 1. 「インコタームズ 2020 について」

貿易取引における売主と買主間のリスク移転のタイミングや運賃・保険料等のコスト負担区分等の取引条件について国際的に取り決めた国際規則をインコタームズという。インコタームズは過去複数回の改訂を経て「インコタームズ 2020」が最新版である（2024年7月時点）。

インコタームズ2020（国際貿易規則）

インコタームズ		検品・梱包	荷積	輸送	輸出通関	荷役	運送	荷役	輸入通関	配達	荷卸
工場渡し	EXW	→									→
運送人渡し	FCA	→	→								→
船側渡し*	FAS	→	→								→
本船渡し*	FOB	→	→								→
運賃込み*	CFR	→	→				▲				→
運賃保険料込み*	CIF	→	→				▲				→
輸送費保険料込み	CIP	→	→				▲				→
輸送費込み	CPT	→	→				▲				→
仕向地持込渡し	DAP	→	→	→	→	→	→	→		→	→
荷卸持込渡し	DPU	→	→	→	→	→	→	→		→	→
関税持込渡し	DDP	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

*：海上および内陸水路運送の規則

コスト/リスク
 売主 → 買主
 保険 ————
 リスクの移転 ▲

太平洋島嶼国から日本へ商品を輸入する複数の日本の事業者にはアヒングしたところ、自ら船会社の選定や運航状況の把握が買主側で可能な FOB（本船渡し）等が好まれる傾向にあった。CIF（運賃保険料込み）を採用していた事業者が、輸送費等のコストも含めて海外送金を行うことから手数料が高つくため、売主と協議の上 FOB に変更したといった事例も確認された。

3. 輸出入手続きの事例

3.1. コーヒーの輸出入手続き

3.1.1. 関税分類番号

表 23: コーヒー関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
コーヒー生豆	コーヒーの果実から外皮と内皮、果肉を取り除いた種。次の工程で乾燥させる。	0901.11-000 0901.12-000
焙煎コーヒー豆	コーヒーの果実から生豆を焙煎して作られたもの。焙煎豆を粉砕した製品も含まれる。	0901.21-000 0901.22-000
インスタントコーヒー	焙煎したコーヒー豆から抽出したエキスを乾燥させた、可溶性の粉末や顆粒等の固形状のもの。	2101.11-210 210 1.12-121
コーヒーエキス	工業用または加工用に使用されたコーヒー豆の濃縮エキス。缶コーヒー、コーヒーキャンディー、その他の菓子等が含まれる。	2101.11-100、11- 290、12-110、12- 122

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.1.2. 主な法規制

1) 植物防疫法

加熱処理されていないコーヒーの生豆は植物検疫の対象となるため、輸入時に農林水産省植物防疫所に検査申請を行います。植物検疫を受けるにあたっては、輸出国政府機関が発行する検査証明書（Phytosanitary Certificate）が必要となりますが、コーヒー生豆については検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものと判断されたことにより、2020 年 8 月 5 日から検査証明書の添付が免除されることとなりました（輸入検査は引き続き必要です）。

なお、植物防疫所での検査の結果、病害虫等の付着が判明した場合は、消毒、駆除、廃棄等の措置が命じられることがあります。また、土が付いたものは輸入できません。

2) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」を参照してください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

● 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」を参照してください。特にインスタントコーヒーは「食品、添加物等の規格基準」における「粉末清涼飲料」に分類され、成分規格・製造・保存基準の定めがあり、容器包装等にも注意を要します。

3) JAS 法

コーヒー関連商品を日本国内で販売する際には、JAS 法に基づく品質表示基準に従って表示を行う必要があります。また、輸入品には原産地（国）表示が義務付けられています。

「有機」、「オーガニック」と表示するためには、有機 JAS 基準に基づく登録認定機関の検査を受け、認定を受ける必要があります。

4) 食品表示法

原材料名、原産国名等の食品の品質事項としての表示、添加物、アレルギーや製造所等の衛生事項としての表示、遺伝子組み換えについての表示等、食品を販売する際の表示について注意する必要があります。詳細は「2.2.6 食品表示法」をご参照ください。

コラム 2. 「日本のマーケットの特徴と留意点について」

「日本ではコーヒーのグレードが重視されるが、その重要性が生産者にあまり認識されていないことも多い。」と太平洋島嶼国から日本へコーヒーを輸入・販売している複数の事業者が話す。

生産国によって、グレードの認定機関がある国とない国がある。認定機関がない国では、基本的な輸出規格のみ決められており、各輸出業者がその規格に則ってグレードを評価するという。どれだけ味が良くても、低いグレードで評価されてしまった場合、高い価格で取引することは難しくなってしまう。

生豆は、標高、スクリーンサイズ（粒の大きさ）、欠点豆の数、形状、もしくはそれらの掛け合わせによる格付けがなされることが多い。欠点豆とは生豆に混入している不完全な豆のことで、発酵豆、欠豆、潰れ豆、水分量が多すぎる豆（カビの発生原因となるため、水分量は 12~13%を下回るべきとされている）等が含まれる。日本の輸入事業者・販売者は輸入時に水分量を水分値計で測定することが多いという。

コーヒーの輸出量が多くない国では、グレードについて認識していない生産者も多いが、グレードが重視される日本に輸出する際は特に注意が必要であると言える。

3.2. はちみつの輸入手続き

3.2.1. 関税分類番号

はちみつは、性状によって関税分類が異なります。ローヤルゼリーやプロポリス等は独立した関税分類番号が割り当てられていないため、類似する食品の HS コードが適用されることとなります。

表 24: はちみつ関連品目の関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
天然はちみつ	温度 20 度における水分が 20%以下で、しよ糖の含有量が全重量の 5%以下のものであって、かつ、果糖およびぶどう糖の含有量の合計が全重量の 60%以上のものである。	0409.00
人造はちみつ	しよ糖、ぶどう糖又は転化糖をもととした混合物で、天然はちみつに模造するために、通常香味付け又は着色して調製したもの。天然はちみつと人造はちみつの混合物もこの項に属する。	1702.90.290
ローヤルゼリー	腺（せん）その他の器官又はその分泌物の抽出物	3001.20
ローヤルゼリー配合飲料	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 2 0.09 項の果実、ナッツ又は野菜のジュースを除く。）	2202.90
プロポリス原塊	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第 1 類又は第 3 類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの。	0511.99
プロポリスにはちみつ等を加えた調製品	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	2106.90

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.2.2. 主な法規制

1) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

● 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

「落花生」や「そば」の花から採取したはちみつは、アレルギーを引き起こす可能性があるため、アレルギー物質を含む加工食品については表示の定めがあります。

2) 家畜伝染病予防法

はちみつを蜂の巣の状態のまま製品化したもの（コムハニー）やプロポリスの原塊等、加工の程度によっては、幼虫やミツバチ（指定検疫物）の死骸が混入している可能性があるため、動物検疫が必要な場合があります。動物検疫の手続きは、[動物検疫所](#)⁶²に確認されることを推奨します。また、動物検疫が必要な場合は、輸出国検疫機関等が発給した「検査証明書」も必要となります。

⁶² <https://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html#EN>

3.3. 水産物の輸入手続き

3.3.1. 関税分類番号

表 25: 主な水産物の関税分類番号

品名	詳細	HS コード※
魚	生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。	0302
	冷凍したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。	0303
	生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。	0304
	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）	0305
甲殻類	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）	0306
軟体動物	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）	0307
水棲無脊椎動物	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）	0308
粉、ミール及びペレット	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）	0309
水産物の調製品	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	1604
	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	1605

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.3.2. 主な法規制

3) 外国為替及び外国貿易法

① 輸入割当 (IQ)

輸入割当てとは、日本の漁業者保護を目的として、外国からの輸入数量を品目ごとに設定された枠内に制限し、各輸入者に割当てを行う輸入管理措置です。表 26 に記載された**輸入割当品目**⁶³については、品目ごとに原則年 1 回の輸入発表（申請手続等の発表）が行われるのに伴い、輸入割当てを申請する必要があります。詳細は経済産業省のウェブサイト「[貿易管理](https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/trade_control/index.html#contact)⁶⁴」をご参照ください。

表 26: 輸入割当品目

	割当品目名	詳細
1	たら	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のたら並びにたらのフィッシュミール
2	すけそうだら	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のすけそうだら（すけそうだらの卵を除く）並びにすけそうだらのフィッシュミール

⁶³ <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/notices/view/180>

⁶⁴ https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/trade_control/index.html#contact

	割当品目名	詳細
3	ぶり・さんま・貝柱および煮干し	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のぶり・さんま・貝柱および煮干し並びにぶり、さんまのフィッシュミール
4	ほたて貝	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のほたて貝
5	水産物	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥の水産物（ただし、にしん、すけそうだら、たら卵、いかおよび干しするめを除く）並びにそれらの魚種のフィッシュミール（韓国を原産地とするたら、ぶり、さんま、貝柱、煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝が対象）
6	こんぶ	こんぶ
7	ばら干しのあおのりおよびひとえぐさ	ばら干しのあおのりおよびひとえぐさ
8	にしん	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のにしん並びににしんのフィッシュミール
9	いわし	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のいわし並びにいわしのフィッシュミール
10	あじ	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のあじ並びにあじのフィッシュミール
11	さば	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけおよび乾燥のさば並びにさばのフィッシュミール
12	たら卵	たら（すけそうだらを含む）の卵
13	干しするめ	干しするめ
14	こんぶ調製品	こんぶ（ボイル後塩蔵したものに限り）、こんぶの調製品
15	干しのり	紙状に抄製した海草並びにそれ以外のあまのり及びあまのりを交えた海草
16	のりの調製品（無糖の味付けのりを除く）	のりの調製品（焼きのりを含み、無糖の味付けのりを除く）
17	無糖の味付けのり	無糖の味付けのり
18	いか	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵及び塩水づけのいか

② 2号承認

一部の水産物は、輸入公表の二の表の第 1 に掲げる地域を原産地又は船積地域とする特定から輸入する際には事前に経済産業省による輸入承認（2号承認⁶⁵）が必要となります。2号承認の対象品目については、「[輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表⁶⁶](#)」をご参照ください。

③ 事前確認

一部の水産物は、事前に経済産業大臣等の確認を受けることにより輸入承認が不要となります。

まぐろ類については、「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）」「インド洋まぐろ類委員会（IOTC）」「全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）」「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）」「みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）」という5つの地域漁業管理機関（Regional Fisheries Management Organization, RFMO）が全世界の海洋を管理しており、各国際漁業管理機関によってまぐろ類資源の持続的利用を図るための資源管理が行われています。

まぐろ類の輸出に当たっては、**漁船や畜養場、加工場を管理する国が統計証明書及び漁獲証明書並びに再輸出証明書を発行し**、輸入国はそれらを確認しなければならないこととされています。この措置を受け、日本にまぐろ類を輸入する場合は、外国為替及び外国貿易法に基づき、経済産業大臣の確認が必要となります。

ワシントン条約附属書掲載品目ワシントン条約附属書Ⅱ及びⅢ掲載の動植物及び派生物等も事前確認の対象となります。詳細は「2.2.8 ワシントン条約」を参照してください。

⁶⁵ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/04_kamotsu/02_import/import_2go.html（日本語）

⁶⁶ <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/notices/view/180>

4) 水産資源保護法

水産動物の疾病（輸入防疫対象疾病）の侵入・まん延を防ぐため、それらの疾病にかかるおそれのある水産動物を日本へ輸入する際には、水産資源保護法に基づく農林水産大臣の輸入許可が必要となります。主として観賞用および養殖用の水産物が対象だが、食用の生きているもの（特にアワビ、カキ、クルマエビ等）を輸入後、出荷するまでの一定期間公共用水面またはこれに直接排水する施設で保管するのは輸入許可の対象となります（ただし、その保管施設で使用した水を下水道に排水する、十分な消毒後に排水する場合等は、輸入許可申請の対象外）。詳細は[動物検疫所⁶⁷](#)にお問合せください。

5) 水産流通適正化法

水産物は、違法に採捕された水産動植物の流通過程での混入や違法・無報告・無規制（Illegal, Unreported and Unregulated: IUU）漁業由来の水産動植物の流入防止を目的とした「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」により管理・規制されています。

外国漁船によって違法な採捕が行われるおそれ大きい等の事由により輸入規制を講ずることが必要な水産動植物を「特定第二種水産動植物」に指定されています。詳細は水産庁ウェブサイト「[特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律⁶⁸](#)」をご参照ください。同法の対象及び義務事項は表 27 の通りです。

表 27: 水産流通適正化法の対象及び義務事項

	魚種	義務事項
特定第一種水産動植物	あわび、ナマコ (加工品含む) ※シラスウナギは、2025年12月から適用	採捕者、輸入・加工・卸売等の取扱事業者に対し、以下を義務づけ。 ① 行政機関への届出 (eMAFF（農林水産省共通申請サービス⁶⁹)による電子申請) ② 取引時に漁獲番号または荷口番号の伝達 ・ 輸入または養殖の場合は、その旨を伝達 ・ 輸出事業者は、輸出の際に 適法漁獲証明書 を添付 ③ 取引記録の作成・保存（3年間）
特定第二種水産動植物	いか、さんま、さば、まいわし (加工品含む)	● 輸入時に外国（旗国）の政府機関等が発行した 適法採捕証明書 を添付 ● 旗国以外の第三国で加工され輸入される場合は、輸入時に第三国（加工地）政府機関等が発行した 加工申告書 も添付

6) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口に「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の必要書類を届け出る必要があります。また、**フグの輸入に関しては輸出国政府が発給する衛生証明書の添付が必要**となります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」を参照してください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

● 食品規格基準

食品衛生法第 11 条に基づき一般の成分規格、製造、加工基準、保存基準が定められています。また、以下の食品には、個別に成分規格、製造基準、加工基準、保存基準が定められています。食品添加

⁶⁷ <https://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html#EN>

⁶⁸ <https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html>

⁶⁹ eMAFF <https://e.maff.go.jp/GuestPortal>（日本語）

物・水産用医薬品の残留基準も定められています。[限度量一覧表](#)⁷⁰に基準がない食品添加物や[水産用医薬品一覧表](#)⁷¹に記載がない医薬品の場合、含有は一切認められません。

- 鯨肉（生食用冷凍鯨肉を除く）
- 鯨肉製品
- 魚肉ねり製品
- いくら、すじこ及びたらこ
- ゆでだこ
- ゆでがに
- 生食用鮮魚介類
- 生食用かき
- 冷凍食品

7) 食品表示法

原材料名、原産国名等の食品の品質事項としての表示、添加物、アレルギーや製造所等の衛生事項としての表示、遺伝子組み換えについての表示等、食品を販売する際の表示について注意する必要があります。詳細は「2.2.6 食品表示法」をご参照ください。

8) ワシントン条約

- ワシントン条約が規制する動植物等を輸入しようとする者は、輸出国が発行する「CITES 輸出許可書等」の取得、さらに該当種によっては経済産業大臣から「輸入承認証」又は「事前確認書」の発給を受ける必要があります。詳細は、「2.2.8 ワシントン条約」をご参照ください。過去の輸入差止として、キャビア等があります。
- 一方、ワシントン条約締約国は、同条約の附属書に掲げる種について留保を付することができることとなっており、留保を付した種については、規制対象外となります。2024年7月現在、日本では、表28に挙げられている品目を水産物における留保種としています。なお、留保を付している附属書Ⅰのクジラ目を輸入するには、**事前確認**⁷²または**通関時確認の手続きが必要**となります。

表 28: 日本におけるワシントン条約上の留保種（水産物）

	留保種
附属書Ⅰ	ミンククジラ、ミナミンククジラ（クロミンククジラ）、イワシクジラ（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸までに囲まれる範囲の個体群を除く）、ニタリクジラ、ツノシマクジラ、ナガスクジラ、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、マッコウクジラ、ツチクジラ
附属書Ⅱ	クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ（2023年11月25日に附属書Ⅱ掲載の効力発生）、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種、ホロトウリア・フスコギルヴァ（クロナマコ的一种）

コラム 3. 「持続可能な漁業のための取組」

2015年に設立された WEST PACIFIC SCALLOPS (SAS WPS)社は、ニューカレドニアのグレート・ノーザン・ラグーンで持続可能なホタテ貝漁業を発展させたいという、ベレップ諸島、北部州の住民、また民間投資家の願いから生まれた。北部州の地方自治体による開発事業を実施する半公営企業である SAEML NORD AVENIR 社は、このプロジェクトを実施するため、ホタテ貝の漁業、加工、マーケティング分野の専門知識を持つオーストラリアの FAR WEST SCALLOPS INDUSTRIE S Pty Ltd 社とジョイントベンチャーを設立した。このプロジェクトには、ベレップ諸島の全住民が参加した。実際、16のGDPLで構成されるコミュンの16の氏族は、SAS WPS社の株主である SC BELEMA に集められている。

⁷⁰ <https://db.ffcr.or.jp/front/>

⁷¹ https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/attach/pdf/fishmed-56.pdf

⁷² 事前に経済産業大臣等の確認を受けることを指す。詳細は「3.3.2 主な法規制」の「3）外国為替及び外国貿易法」内「」を参照のこと。

SAS WPS 社が漁獲しているのは南洋月日貝である。この貝は国際的に非常に人気があり、世界最高級のホタテ貝柱として知られる高品質の製品である。

このジョイントベンチャーは、経済的、社会的、環境的な要素だけでなく、地元の文化やニューカレドニアの特殊性と関係する法的、財務的な規制等、多くの面での優良事例である。

3.4. チョコレートの輸出入手続き

3.4.1. 関税分類番号

表 29: チョコレートの関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
カカオ豆	生のもの及び炒ったもので、全形のもの及び割ったものに限る	1801
カカオ豆の殻、皮その他のくず	—	1802
ココアペースト	脱脂してあるかないかを問わない	1803
カカオ脂	—	1804
ココア粉	砂糖その他の甘味料を加えたものを除く	1805
チョコレートその他のココアを含有する調整食料品	チョコレート菓子が含まれる。	1806
ホワイトチョコレート	ココアを含有しないものに限る。	1704.90.230

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.4.2. 主な法規制

1) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」を参照してください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

● 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」を参照してください。特に、落花生とピスタチオ、アーモンド、クルミ等ナッツ類は、アフラトキシン検出事例が多く報告されています。

2) 植物防疫法

カカオ豆を輸入する場合は植物防疫法による植物検疫の対象となります。植物防疫法の詳細については「2.2.1 植物防疫法」を参照してください。

3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

砂糖及びでん粉については価格調整が実施されています。TPP 協定の発効（2018 年 12 月 30 日）に伴い、輸入される加糖調製品（ココア調製品、コーヒー調製品等の含糖率 50% 以上のもの）は、調整金徴収の対象として、新たに追加されました。輸入する製品が売買の対象になるかどうかは、製法、成分割合、性状、用途、サンプル等の資料を用意の上、輸入申告予定の税関にお問い合わせください。輸入申告時の審査の際に関税分類の証拠となる添付書類として提示可能な回答資料を希望する場合は、「[関税分類に関する事前教示⁷³](#)」を受けることも可能です。

⁷³ <https://www.customs.go.jp/english/advance/classification.htm>

価格調整法の詳細については、「2.2.5 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」をご参照ください。

コラム 4. 「植物防疫法にかかる植物検疫の注意点」

カカオ豆は輸入検査品に該当するため、日本で検査が実施されます。検査の結果、カビや病害虫が発見された場合は、消毒、廃棄または返送の措置が命じられます。消毒が命じられた場合は、消毒措置（燻蒸処理）後に輸入することが可能となります。燻蒸処理は薬品を使用するため、「オーガニック」、「有機」等の特徴を売りにしている商品の場合は十分に注意が必要です。また、燻蒸処理の費用は 10 万円程度であり、輸入者側の負担となります。

3.5. 野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調製品の輸出入手続き

3.5.1. 関税分類番号

表 30: 野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調製品の関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナッツその他植物の食用の部分	ピクルス、タロイモ粉 等	2001
調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	トマトピューレー、トマトペースト、ケチャップ 等	2002
調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリュフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	きのこ、トリュフ 等	2003
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第 20.06 項の物品を除く。）	冷凍野菜 等	2004
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第 20.06 項の物品を除く。）	マッシュポテト、オリーブ、スイートコーン 等	2005
砂糖により調製した野菜、果実、ナッツ、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	マロングラッセ、あんず 等	2006
ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナッツのピューレー及び果実又はナッツのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	ジャム、フルーツゼリー等	2007
果実、ナッツその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	ピーナッツバター、煎ったナッツ類、パンの実粉 等	2008
果実、ナッツ又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	オレンジジュース、野菜ジュース、ココナッツウォーター 等	2009

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.5.2. 主な法規制

1) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

● 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

過去の違反事例は以下の通りです。

- 落花生、ピスタチオ、アーモンド、クルミ等ナッツ類（アフラトキシン検出）
- インド産マンゴー（クロルピリホス検出）

➤ フランス産ブラックカラント（フルシラゾール）

2) 植物防疫法

生のナッツ類や殻付きのナッツ類は植物防疫法の検疫対象となります。輸入禁止品や植物検疫の対象等、植物防疫法の詳細については「2.2.1 植物防疫法」をご参照ください。以下の品目は検疫対象外です。

- あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴー、もも、りゅうがんの乾果
- 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物、ココヤシの内果皮を粒状にしたもの等

3) 食品表示法

- 原材料名、原産国名等の食品の品質事項としての表示、添加物、アレルゲンや製造所等の衛生事項としての表示、遺伝子組み換えについての表示等、食品を販売する際の表示について注意する必要があります。詳細は「2.2.6 食品表示法」をご参照ください。食品表示法では、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかである食品のうち、とくに発症者数や症状の重症度が高く表示する必要性の高い食品 7 品目を「**特定原材料**」として定め、**表示を義務づけており、この中に落花生が含まれます**。また、「特定原材料に準ずるもの」として、可能な限り表示するよう推奨されている 20 品目にカシューナッツ、くるみ、ごまが含まれます。

4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

砂糖及びでん粉については価格調整が実施されています。詳細は「2.2.5 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」をご参照ください。

5) 有機 JAS 規格

「有機」及び「オーガニック」と表示するためには、有機 JAS 基準に基づく登録認定機関の検査を受け、認定を受ける等の手続きをする必要があります。海外の有機食品を日本で販売する場合、日本産の有機食品と同様に日本で有機 JAS 規格の認定を受けなければ、有機 JAS マークの貼付および「有機」、「オーガニック」等の表示はできません。詳細は本書の「2.2.7 日本農林規格等に関する法律（通称「JAS 法」）」及び農林水産省の「[Japanese Agricultural Standards\(JAS\)](#)⁷⁴」をご参照ください。

6) 関稅定率法／関稅暫定措置法（関稅割当）

関稅割当制度は、一定の輸入数量の枠内に限り無稅又は低稅率（一次稅率）を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高稅率（二次稅率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です。

関稅割当による一次稅率の適用を受けるには、輸入前に関稅割当申請手続きを行い、取得した「関稅割当証明書」を輸入申告時に提示する必要があります。なお、割当申請には商品、原産地により異なる[資格要件](#)⁷⁵があります。

- 「野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調整品」の中で関稅割当品目に該當する主な品目は以下の通りです。
 - 一般食用および種子用の落花生
 - パイナップル缶詰

⁷⁴ <https://www.maff.go.jp/e/policies/standard/jas/index.html>

⁷⁵ 参考：2024 年度（EPA）関稅割当公表（日本語）
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/EPA_TQ/EPA_TQ_kohyo/eap2024/EPA_kohyo2024.html#%E6%B3%A8%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85

➤ 生鮮のバナナ、オレンジ、グレープフルーツ（輸入時期によって関税率が異なる季節関税品目）

3.6. ドライフルーツの輸出入手続き

3.6.1. 関税分類番号

果物の種類により、HS コードが異なる。乾燥果実の HS 分類例は以下の通り。

表 31: ドライフルーツの関税分類番号

品名	HS コード※
バナナ	0803.90.200
いちじく	0804.20.090
パイナップル	0804.30.090
アボガド	0804.40.090
グアバ・マンゴー・マンゴスチン	0804.50.090
柑橘類	0805
ぶどう	0806.20
あんず	0813.10
プルーン	0813.20
りんご	0813.30
ベリー	0813.40.010
パイヤ・ドリアン	0813.40.021
干し柿	0813.40.022
混合したもの	0813.50.010
その他	0813.50.090

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.6.2. 主な法規制

1) 植物防疫法

輸入植物を植物防疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受ける必要がある。その際、輸出国の政府機関が発行した**検査証明書（Phytosanitary Certificate）が必要**となります。植物防疫所での検査の結果、病害虫等の付着が判明した場合は、消毒、駆除、廃棄等の措置が命じられることがあります。また、土が付いたものは輸入できません。

下記の乾燥果実は、植物防疫の対象となる植物の病害虫が付着するおそれがない植物として輸入植物検査の対象にはなりません。

- あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パイヤ、ぶどう、マンゴー、もも、りゅうがん

2) 食品衛生法

- 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

- 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。過去には、米国産とトルコ産の「乾燥いちじく」からアフラトキシンが、また、フィリピン産の乾燥マンゴーから酸化硫黄の過量残存が検出された違反事例があります。

3.7. 香辛料の輸出入手続き

3.7.1. 関税分類番号

表 32: 香辛料の関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
とうがらし属又はピメント属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。）及びこしょう属のペッパー	ペッパー、トウガラシ	0904
パニコラ豆	パニコラ豆	0905
けい皮及びシンナモンツリーの花	シナモン	0906
丁子（果実、花及び花梗に限る。）	クローブ	0907
肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	ナツメグ 等	0908
アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	アニス、コリアンダー、クミン 等	0909
しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	しょうが、サフラン、カレー粉 等	0910

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.7.2. 主な法規制

1) 植物防疫法

ほとんどの香辛料は植物の実や種子、地下茎そのものや、それらを乾燥させたものであるため、輸入植物類に病害虫が付着して日本に侵入することを防ぐために**植物防疫検査が必要**となります。植物検査の対象となった場合は、輸出国政府機関が発行する検査証明書（Phytosanitary Certificate）が求められます。

ただし、乾燥した香辛料で、小売用の容器に密封されているもの（粉トウガラシ、サンショウ等）は植物防疫法の対象外となります。詳細は所管の植物防疫所にご確認ください。

2) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

● 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

過去には以下のような違反事例が確認されています。

- アフラトキシン、マイコトキシン（カビ毒）の検出（チリパウダー、唐辛子、ナツメグ、ターメリック）
- 酸化エチレン（指定外添加物殺菌剤）のシナモンへの使用
- 二酸化硫黄（漂白剤）の乾燥ハーブへの過量残存
- プロフェノホスの検出（クミン）

➤ EPNの検出（レモングラス）等

3) ワシントン条約

- ワシントン条約が規制する動植物等を輸入しようとする者は、輸出国が発行する「CITES 輸出許可書等」の取得、さらに該当種によっては経済産業大臣から「輸入承認証」又は「事前確認書」の発給を受ける必要があります。詳細は、「2.2.8 ワシントン条約」をご参照ください。
- 過去の税関での輸入差止事例として、木香、アロエ、バニラ、リュウゼツラン等があります。

3.8. 食肉および食肉製品の輸入手続き

3.8.1. 関税分類番号

表 33: 食肉および食肉製品の関税分類番号

品名	HS コード※
牛の肉（生鮮、冷蔵）	0201
牛の肉（冷凍）	0202
豚の肉（生鮮、冷蔵、冷凍）	0203
羊またはやぎの肉（生鮮、冷蔵、冷凍）	0204
馬の肉（生鮮、冷蔵、冷凍）	0205
食用のくず肉（上記の動物のもので、生鮮、冷蔵、冷凍）	0206
肉および食用のくず肉（家きんのもので、生鮮、冷蔵、冷凍）	0207
肉および食用のくず肉（その他のもので、生鮮、冷蔵、冷凍）	0208
家きんの脂肪および豚の筋肉層のない脂肪	0209
肉およびくず肉（塩蔵、塩水漬け、乾燥、くん製）、ミール	0210
ソーセージ類	1601
肉の調製品	1602
肉の詰め物をしたパスタ	1902.20
調製食料品	2106

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.8.2. 主な法規制

1) 関税暫定措置法／関税定率法（第 12 条の 2）／畜産物の価格安定に関する法律

関税分類番号 HS0203、HS0206、HS0210、HS1602 のうち、豚肉については差額関税制度が適用されます。差額関税制度は、これは国内養豚農家の保護を目的に、輸入品の価格が低い時は分岐点価格を下回る部分を関税として徴収し、価格が高い時は低率な従価税を適用することにより関税負担を軽減し、消費者の利益を図る制度です。具体的な関税率等については、税関にお問い合わせください。

2) 家畜伝染病予防法

食肉は同法に基づく「指定検疫物」となるため、輸入に際しては指定期日までに輸入港を管轄する動物検疫所へ「輸入検査申請書（畜産物）」に輸出国検疫機関発行の「検査証明書」の必要書類とともに届け出る必要があります。検査の結果、合格すれば「輸入検疫証明書」が交付されます。

牛豚羊家きん等の肉については、悪性家畜伝染病（牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高原病性鳥インフルエンザ）等の侵入を防止するため、**輸入禁止地域が定められています**。また、BSE（牛海綿状脳症）発生国からの牛・羊・やぎ由来、CWD（慢性消耗性疾患）発生国からのシカ由来の肉製品等の輸入は一時停止されます。

3) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

- 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

過去の違反事例として、以下のようなものがあります。

- ルメクチン（ブラジル産牛肉）
- クレンプテロール（中国産豚肉）
- フラルタドン（中国産鳥肉）

4) ワシントン条約

- ワシントン条約が規制する動植物等を輸入しようとする者は、輸出国が発行する「CITES 輸出許可書等」の取得、さらに該当種によっては経済産業大臣から「輸入承認証」又は「事前確認書」の発給を受ける必要があります。詳細は、「2.2.8 ワシントン条約」をご参照ください。
- 過去の輸入差止事例として、ワニジャーキー、熊肉等があります。

5) 食品表示法

原材料名、原産国名等の食品の品質事項としての表示、添加物、アレルギーや製造所等の衛生事項としての表示、遺伝子組み換えについての表示等、食品を販売する際の表示について注意する必要があります。詳細は「2.2.6 食品表示法」をご参照ください。

6) JAS 規格

JAS 規格を満たしていることを承認された製品には JAS マークを付けることができます。食肉および食肉加工品については、以下のような JAS 規格があります。

- 一般 JAS 規格
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、食肉製品（ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール）
- 特定 JAS 規格
熟成ベーコン類、熟成ハム類、熟成ソーセージ類、地鶏肉
- 有機 JAS 規格
有機畜産物・有機畜産物加工食品
- 生産情報公表 JAS 規格
牛肉、豚肉

7) 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）／公正競争規約

景品表示法に基づく業界自主表示規約について、食肉に関して以下の規約が定められています。詳細は「[景品表示法](#)⁷⁶」をご参照ください。

- 全国食肉公正取引協議会による「食肉の表示に関する公正競争規約」
- ハム・ソーセージ類公正取引協議会による「[ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約](#)⁷⁷」

⁷⁶ <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2888>

⁷⁷ <https://www.niku-kakou.or.jp/kosei/kiyaku.html>（日本語）

3.9. 飲料の輸入手続き

3.9.1. 関税分類番号

表 34: 主な飲料の関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	鉱水、炭酸水 等	2201
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実、ナッツ又は野菜のジュースを除く。）	ノンアルコールビール 等	2202
ビール	ビール	2203
ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第 20.09 項のものを除く。）	ワイン 等	2204
ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ベルモット 等	2205
その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	シードル、日本酒、ノンジュース 等	2206
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	ウイスキー、ラム酒、ジン、ウォッカ 等	2208

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.9.2. 主な法規制

1) 酒税法

アルコール飲料を輸入販売する場合、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から**酒類販売業免許**を受ける必要があります。酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場で飲用に供する業を行う場合には、販売業免許は不要となります。免許の区分は販売する酒類の範囲や販売方法によって異なります。輸入者による免許申請手続きについては、最寄りの税務署の担当酒類指導官までお問合せください。

2) 食品衛生法

● 必要書類・手続き

輸入者は、厚生労働省検疫所食品等輸入届出受付窓口にて「食品等輸入届出書」及び「原材料、成分または製造工程等に関する説明書」等の書類を届け出る必要があります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。

審査の結果、検査が必要と判断された場合は、検疫所による検査が実施されます。審査・検査で問題がなければ、「食品等輸入届出済証」が発行され、税関への輸入申告時に通関書類とともに、この届出済証を提出します。

● 食品添加物・残留農薬基準

日本では使用が禁止されている食品添加物や使用基準の定めがある物質（抗生物質等）の含有、残留農薬基準について注意が必要です。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。過去には以下のような違反事例が確認されています。

- ブランデー：メタノールの過量検出
- リキュール：メタノールの過量検出、ソルビン酸（保存料）の対象外使用、L-リンゴ酸（指定外酸

味料)、指定外着色料であるアゾルビン、キノリンイエロー、パテントブルーVの含有等

- ワイン: ソルビン酸の過量使用、二酸化硫黄(酸化防止剤)の過量残存
- ワインクーラー: 安息香酸(保存料)の対象外使用
- サングリア: 指定外甘味料であるアセスルファミウム、サイクラミン酸ナトリウムの含有、サッカリンナトリウムの対象外使用等

3) 酒類の保全および酒類業組合等に関する法律

酒類を輸入する者(酒類販売業者)は保税地域から引き取る時までに輸入する酒類の容器の見やすい箇所に、輸入者の氏名または名称および住所、その引取先の所在地、容器の容量および酒類の品目並びに酒類の品目に応じ法令で定められている事項を容易に識別することができる方法で表示する必要があります。

また、通関港の税関収納窓口(酒類販売業免許証(又は通知書)の写しとともに以下の項目を記載した「表示方法届出書」を提出し確認を受ける必要があります。表示方法届出書記載内容(共通表示事項)は以下の通りです。

- a. 輸入者の氏名または名称
- b. 輸入者の住所
- c. 引取先の住所(酒類販売業免許証に記載されている販売場の位置)
- d. 容器の容量(ℓ、ml、リットル、ミリリットル等)
- e. 酒類の種類(品名、ビール、果実酒等)
- f. アルコール分(度またはパーセント、%)
- g. 発泡性(「発泡性」「炭酸ガス含有」等)
- h. 食品添加物(酸化防止剤、合成保存料等の名称)
- i. 未成年者の飲酒防止警告表示(未成年の飲酒は法律で禁じられています等)
- j. 容器識別表示(スチール、アルミ、PET、紙、プラスチックを材料とする容器については識別マークの表示が義務付けられています)
- k. 有機等の表示(有機農産物加工酒類の場合)
(酒類により加える事項)
- l. 原材料
- m. 原産国
- n. 賞味期限又は品質保存期限
- o. 保存方法

4) 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)・公正競争規約

過大な景品付販売や消費者に誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示等は禁止されています。また、酒類に関しては以下の業界団体が公正競争規約を定めています。

- 日本ワイナリー協会(景品)
- ビール酒造組合(景品・表示)
- 日本洋酒輸入協会(景品・表示)
- 日本洋酒酒造組合(景品・表示)
- 日本酒造組合中央会(景品・表示)
- 日本蒸留酒酒造組合(景品)
- 全国小売酒販組合中央会(景品)

➤ 全国卸売酒販組合中央会（表示）

5) 資源有効利用法・容器包装リサイクル法

プラスチック製容器、紙製容器、ペットボトル、酒類用スチール缶、酒類用アルミ缶等は、分別回収促進のための材料識別表示が義務付けられています。また、特定事業者（輸入業者を含む）には容器廃棄物の再商品化が義務付けられています。

コラム 5. 「ノニジュースのアルコール含有率について」

ノニジュースは発酵飲料であり、わずかにアルコールが含まれている。輸入の度に毎回日本で検査され、アルコール分が1%以上あると酒税法上は酒類とみなされてしまうため、留意する必要がある。トンガから日本へノニジュースを輸入している企業によると、検査誤差の発生する可能性、輸送中に発酵が進む可能性もあるため、出荷の度にトンガで自主検査し、アルコール分が0.8%未満になるようにしているという。

また、アルコール含有率によって関税率も異なる。アルコール含有率が0.5%以下の場合、関税分類上はアルコールを含有しない飲料とされるため、関税率が低い。ノニジュースは大半が0.5%以上~1.0%未満となり、30%程度⁷⁸の関税が課される。出荷前に最寄りの税関に照会のこと。

⁷⁸ 2024年7月時点の関税率。関税率は輸出国や加工の程度等によって異なるため、各自で税関に確認のこと。

3.10. ジュエリーや貴金属、アクセサリーの輸出入手続き

3.10.1. 関税分類番号

天然または養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属および貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類は関税分類において第 71 類に分類されます。また、ジュエリー用の貴金属およびその合金は、金、銀、プラチナ（白金）、パラジウムの 4 種の元素及びその合金を指します。

表 35: 主なジュエリー、貴金属、アクセサリーの関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
真珠	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	7101
ダイヤモンド	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	7102
貴石・半貴石	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	7103 ※合成又は再生のものは 7104
銀	銀（金又は白金をめつきた銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	7106 ※銀を張った卑金属は 7107
金	金（白金をめつきた金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	7108 ※金を張った卑金属及び銀は 7109
白金	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	7110 ※白金を張った卑金属、銀及び金は 7111
身辺用細貨類	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	7113

※記載の HSコードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HSコードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.10.2. 主な法規制

1) ワシントン条約

ワシントン条約では、ジュエリーや貴金属、アクセサリーの輸入に関しては特段の規制はありません。ただし、サングや象牙、ベッコウ甲等絶滅が危惧される動植物を用いた製品はワシントン条約の規制対象となっているため注意が必要です。ワシントン条約が規制する動植物等を輸入する場合は、輸出国が発行する「CITES 輸出許可書等」の取得、また該当種によっては日本国経済産業大臣から「輸入承認証」または「事前確認書」の発給を受ける必要があります。詳細は「2.2.8 ワシントン条約」をご参照ください。

2) 貴金属製品の品位表示および規格

貴金属で作られた製品の素材や純度等を証明する刻印を「ホールマーク」と呼び、各国の造幣局等信用が置ける機関が貴金属を検査の上、製品の裏側や側面にアルファベットや数字を打刻します。ホールマークに関する国際的な統一基準はなく、打刻する基準や内容は国毎に異なります。一部の国ではホールマークの打刻が法律で規定されていますが、日本では打刻は任意となっています。造幣局が公的な第三者として事業者からの依頼に応じ、品位試験に合格した貴金属に証明記号を打刻しています。

日本では JIS（日本産業規格）規格でジュエリー用貴金属合金の純度、品位が定められています（JIS H6309）。また、一般社団法人日本ジュエリー協会が、貴金属の品位表示規定等に関する業界ガイド

ラインを定めています。

3) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

消費者の誤認を招く恐れがある等の不当表示や過大な景品付きの販売は禁止されています。原産地の誤認を招く表示も不当表示とみなされるため、注意が必要です。

3.11. 化粧品 of 輸出入手続き

3.11.1. 関税分類番号

化粧品の関税分類は多岐にわたるため、輸入者を通じて商品の詳細情報を提示し、あらかじめ税関相談官室に照会することを推奨します。（[事前教示制度⁷⁹](#)の活用）。

表 36: 主な化粧品の関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
精油	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアクィアスティチレート及びアクィアスソリューション	3301
香水	香水類及びオーデコロン類	3303
美容・メーキャップ用化粧品・日焼け止め	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	3304
ヘアケア用品	頭髪用の調製品（シャンプー等）	3305
ひげそり用調整品	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	3307
せっけん	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	3401

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.11.2. 主な法規制

1) 医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
化粧品は医薬品医療機器等法の規制を受けるため、輸入に際しては注意が必要となります。ただし、個人使用目的かつ標準サイズにて、1 品目 24 個以内を輸入する場合は同規制の対象外となります。
以下に同法の化粧品に関する項目を抜粋しましたので、ご参照ください。

- 化粧品製造販売業許可と化粧品製造業許可

海外の化粧品を日本へ輸入して販売するには、化粧品製造販売業許可を取得する必要があります（医薬品医療機器等法第 12 条）。同許可を取得するには、販売事業所が所在の都道府県薬務主管課に申請します。

- 化粧品外国製造販売業者・外国製造業者認定

外国で製造販売または製造した化粧品を日本に輸入し販売するためには、外国において化粧品を製造販売、または製造する業者の情報を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency: PMDA）経由で日本の厚生労働大臣宛に提出し、認定を受ける必要があります。認定取得に当たっては、輸入前に日本国内の製造販売業者が申請を行います。当該

⁷⁹ <https://www.customs.go.jp/english/advance/classification.htm>

認定を受けることが、次項の「品目ごとの製造販売承認」の要件となっています。

ただし、化粧品基準⁸⁰に適合し、全成分を容器等に表示した場合には同承認が不要となる場合があります。この場合、化粧品の外国製造業者については適用が除外されるため、当該化粧品の外国製造業者の情報を厚生労働大臣宛に届け出ることとなっています。

- 品目ごとの製造販売承認

厚生労働大臣に指定された成分を含む化粧品は、日本での販売に際し厚生労働大臣による承認が必要となります（医薬品医療機器等法第 14 条第 1 項）。ただし、化粧品が化粧品基準に適合し、全成分を容器等に表示した上で、都道府県知事にその旨の届出を行った場合、同承認は不要となります。全成分を表示しない場合は、都道府県経由もしくは直接 PMDA に申請を行います。化粧品の品目、成分・分量、製造方法等必要事項を審査のうえ、承認可否が判断されます。

- 規格基準とラベル表示義務

- 規格基準：化粧品を日本へ輸入・販売するには先述の「化粧品基準」に適合していることが必須となります。
- ラベル表示義務：商品の容器や包装に、製造販売業者名、商品名称、製造番号、成分名称（原則として全成分表示）等の表示が義務付けられています。

2) 関税法（関税法第 69 条 知的財産権侵害物品）

偽ブランド商品等知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権）を侵害する物品の輸入は禁止されています。

3) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

化粧品に係る景品・表示規制については、「3.10.2 主な法規制」の「3) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」を参照してください。

4) 高圧ガス保安法

スプレータイプの化粧品等エアゾール製品の輸入には、高圧ガス保安法の適用外となる旨の証明書の取得が必要となります。ただし、輸入者自らが所定の試験成績書を作成し、経済産業大臣に指定された要件（内容量 1 リットル以下、内圧 0.8 メガパスカル以下）を満たしていれば適用外となります。また、製造物責任（PL）法や容器包装リサイクル関係法令等への対応も必要となります。

5) ワシントン条約

ワシントン条約に基づき、輸入が禁止・規制される化粧品があるため、事前の成分確認が重要です。日本の税関によると、近年ではランやサボテン、チョウザメ等を成分とした化粧品が輸入を差し止められている事例があります。詳細は、「2.2.8 ワシントン条約」をご確認ください。

コラム 6. 「化粧品の事前検査について」

輸入化粧品には、化粧品基準で定められた成分以外のものが含まれている、また含有量の上限を超えて配合されているケースもある。日本における化粧品の事前検査は義務ではないが、安全な製品を販売するため、日本の検査機関等で検査を行い、化粧品基準に適合しているかを確認することを推奨する。（参照先：一般財団法人対日貿易投資交流促進協会（MIPRO））

⁸⁰ 化粧品基準（2000 年 9 月 29 日厚生省告示第 331 号）では、防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素、またそれ以外の成分の配合の禁止や制限等を定めている。

3.12. 木材および木材製品の輸出入手続き

3.12.1. 関税分類番号

木材や木製品は第 44 類に該当しますが、特に木材は材質や形状等により HS コードが異なるため、輸入者を通じて商品の詳細情報を提示し、あらかじめ税関相談官室に照会することを推奨します。（[事前教示制度⁸¹](#)の活用）。

表 37: 主な木材・木材製品の関税分類番号

品名	詳細	HSコード※
粗木材	粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。	4403
木材（厚さ 6 ミリ以上の製材）	縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。	4407
木製品	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具。小像その他の装飾品も含まれる。	4420
その他の木製品	上記以外の木製品	4421
木製家具（事務所用）	事務所において使用する種類の木製家具	9403.30
木製家具（台所用）	台所において使用する種類の木製家具	9403.40
木製家具（寝室用）	寝室において使用する種類の木製家具	9403.50
木製家具（その他の用途）	その他の木製家具	9403.60

※記載の HS コードは 2024 年 7 月時点の情報であり、7 桁目以降は日本独自のコードです。HS コードは品目の材質、加工の有無及び用途等によって大きく変わることがあるため、正確な情報は税関等にご確認ください。

3.12.2. 主な法規制

1) ワシントン条約

木材や木製家具、木製品等の木材が使われている製品に関して、材料である木がワシントン条約の対象である場合は輸入が規制されるため注意が必要です。規制対象である場合、同条約内の附属書のいずれに該当するのにより規制内容や必要書類などの手続きが異なります。詳細は「2.2.8 ワシントン条約」をご参照ください。

2) 植物防疫法

加工処理がなされた木材（製材や防腐木材など）は基本的に植物検疫の対象外ですが、樹皮が含まれた木材や丸太などは対象となり、植物検疫証明書を提出する必要があります。植物防疫法の詳細は「2.2.1 植物防疫法」をご参照ください。

⁸¹ <https://www.customs.go.jp/english/advance/classification.htm>

4. よくある質問

4.1. 輸入手続きについて

Q. 日本への輸入に必要な手続き・書類にはどのようなものがありますか。

A. 輸入する商品によって該当する法律や必要書類が異なるため、以下の表を参考に、本書の該当箇所を参照ください。

表 38: 輸入に関する主な法律

	食品衛生法 →p.10	植物防疫法 →p.8	家畜伝染病予 防法 →p.43	外国為替及び 外国貿易法 →p.12	その他
野菜・果実・ナッツ・穀類・コ ーヒー豆（生豆）・ハーブ・ス ライス	○	○		△	
食肉・食肉製品・乳製品等	○		○		
水産物	○				水産資源保護 法 →p.32 水産流通適正 化法 →p.32
酒類	○				
砂糖・でん粉 加糖調製品	○				砂糖及びでん 粉の価格調整 に関する法律 →p.13
その他加工食品	○	△	△	△	
化粧品					医薬品医療機 器等法→p.12
ジュエリー					ワシントン条約 →p.16

4.2. 関税と税金

Q. 輸入関税はどの程度かかりますか。

A. 関税率は、輸入する商品の HS コードを確認の上、[実行関税率表⁸²](#)をご参照ください。商品によっては関税割当制度や差額関税制度の対象となる場合があります。また、原産国によっては特惠等特別措置により減税・免税の対象となる場合があります。同じ商品でも原産地や商品の性状、加工の程度等で関税分類や関税率が異なる場合があるため、最寄りの税関（→[税関一覧⁸³](#)）に照会することを推奨します。

なお、あらかじめ税関に対し輸入する商品についての照会を行い、回答を受けることができる制度として「事前教示制度」があります。文書（事前教示に関する照会書）による照会には、事前教示回答書（3年間有効）が交付され、回答書を輸入申告の際に添付した場合は、回答書に記載の内容が税関の審査において尊重されます。品目分類や関税率については、「[事前教示制度（品目分類関係）⁸⁴](#)」を、原産地規則については「[事前教示制度（原産地関係）⁸⁵](#)」を、ご活用ください。

Q. 関税以外にかかる税はありますか。

⁸² https://www.customs.go.jp/english/tariff/2024_04_01/index.htm

⁸³ https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/sonota/9301_e.htm

⁸⁴ <https://www.customs.go.jp/english/advance/classification.htm>

⁸⁵ <https://www.customs.go.jp/english/advance/origin.htm>

A. 詳細は本書の「2.3.6 関税以外の諸税」をご参照ください。酒類の場合は酒税法に基づき、酒税がかかります。また、砂糖やでん粉は価格調整制度の対象となり、調整金が徴収されます。砂糖やでん粉を輸入する場合の手続き詳細については、本書の「2.2.5 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」をご参照ください。その他の製品には、基本的に関税と消費税 10%（2024 年 7 月時点）以外はかかりません。

Q. 関税に係る書類は何を揃えれば良いですか。

A. 輸入品の引取り者は、原則として品名、数量、金額等と関税や消費税の金額等を記載した輸入（納税）申告書を所轄の税関長に提出し、輸入品を引き取るまでに関税とともに消費税を納付します。原産国によっては、原産地規則等に係る手続き・書類が必要な場合があります。原産地規則についての詳細は、本書「2.3.5 原産地規則」をご参照ください。

4.3. 販売の際の留意点

Q. 日本で商品を販売する際に必要な品質基準や規格にはどのようなものがありますか。

A. 食品表示法等（本書「2.2.6 食品表示法」）、景品表示法、Japanese Agricultural Standards (JAS)（本書「2.2.7 日本農林規格等に関する法律（通称「JAS 法）」）等を確認してください。

4.4. 検疫と安全基準

Q. どのようなものが検疫対象になりますか。

A. 食品衛生法に基づき、食品を輸入する場合に「食品等輸入届出書」等の書類の届出をし、検査が必要と判断された場合は全て食品検疫の対象となります。詳細は「2.2.2 食品衛生法」をご参照ください。他にも、植物防疫法に基づく植物検疫（詳細は「2.2.1 植物防疫法」）、家畜伝染病予防法に基づく動物検疫（詳細は「3.8.2 主な法規制」の「2）家畜伝染病予防法」）、水産資源保護法に基づく検査（詳細は「3.3.2 主な法規制」の「4）水産資源保護法」）等が必要となる場合があります。事前に以下問合せ先に照会されることをお勧めします。

表 39: 検疫に関する問い合わせ先

検疫	関連法令	問合せ先
食品検疫	食品衛生法	検疫所⁸⁶
植物検疫	植物防疫法	植物防疫所⁸⁷
動物検疫	家畜伝染病予防法	動物検疫所⁸⁸
	水産資源保護法	

4.5. 輸入規制品目

Q. 日本への輸入禁止品や輸入規制品はどのようなものがありますか。

⁸⁶ <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F001150518.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

⁸⁷ https://www.maff.go.jp/pps/j/information/language_top.html

⁸⁸ <https://www.maff.go.jp/aqs/english/contactus.html>

A. 輸入禁止品及び輸入規制品については、本書「2.3.3 規制品目」をご参照ください。

日本ヘカバ製品の輸出を検討するケースも多くみられますが、カバが含有されている製品には医薬品の成分が検出されており、健康被害が発生する恐れが否定できないため、日本では厚生労働省の許可なくカバ製品を輸入することは禁止されています。厚生労働省はカバを無承認無許可医薬品⁸⁹と定めています。日本で医薬品として承認・許可されたカバ含有製品はなく、監視取締りの対象となっています（2024年7月時点）。

4.6. 輸送と物流

Q. 海上輸送と航空輸送はどちらが効率的でしょうか。

A. 基本的に、量が多い場合は海上輸送、少ない場合は航空輸送をお勧めします。それぞれのメリット／デメリットは以下の表 40 をご参照ください。

表 40: 海上輸送と航空輸送のメリット／デメリット

	海上輸送	航空輸送
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ドライコンテナの場合、温度・湿度管理が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 貨物室の温度は基本的に 4～27℃程度の間で保たれる。 ▶ 盗難リスクや損傷リスクが低い。
時間	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸送日数、荷捌きや輸出入の通関にかかる時間が長い。 ▶ 海上の天候や港の混雑状況、国際情勢等による遅延リスクが比較的高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸送日数、荷捌きや輸出入の通関にかかる時間が短い。 ▶ 遅延リスクが低いうえ、遅延の場合のスケジュール回復が早い。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 運賃が比較的安い。 ▶ 保税地域までの輸送費がかかる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 運賃が海上輸送の数倍かかる。
積載量	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一度に大量の貨物が輸送可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 積載量やサイズ制限がある。
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 荒天や乱暴な扱いから商品を守るため、防水かつ強固な梱包にする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規制により航空輸送できないものがある。 ▶ 輸送運賃は従量課金のため、軽い梱包材を選ぶ必要がある。

Q. 輸送のために必要な書類にはどのようなものがありますか

A. 輸送のための必要書類は以下表 41 に記載の通りです。輸入申告は、「輸入（納税）申告書」を税関長に提出する必要があります。詳細は本書「2.1.1 輸出検討のプロセス」を参照ください。

表 41: 輸送のための必要書類

	必要書類	詳細
1	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海上貨物の場合は、B/L (Bill of Lading) 船荷証券または SWB (Sea Way Bill) 海上運送状 ✓ 航空貨物の場合は、AWB (Air Way Bill) 空港貨物運送状 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ B/L は、荷送人が品物を船積みすると引換えに船会社から取得する本船貨物受領書で、荷受人にとっては、船会社から本邦に到着した品物の引渡しを受けるために必要な有価証券。 ✓ SWB は、運送に関して荷送人と運送人との間に締結される運送契約書で、運送人が荷送人から品物を受託し運送を引き受けた時点で作成される。 ✓ AWB は、航空貨物の運送に関して荷送人と運送人との間に締結される運送契約書で、運送人が荷送人から品物を受託し運送を引き受けた時点で作成される。

⁸⁹ 無承認無許可医薬品とは、医薬品ではないのに医薬品のような効能や効果をうたって販売されている製品、健康食品に医薬品成分が含まれているものを指す。

2	A/L (Arrival Notice) 貨物到着案内	B/L ナンバーや船名等が記載された貨物の到着を知らせる書類であり、基本的には船会社や代理店、フォワーダーが作成する。
3	P/L (Packing List) 梱包明細書	品物の数量、重量、情報、原産地等を記載したもので、基本的には輸出者が作成する。
4	Invoice 仕入書	品物の品名、数量、価格等を記載したもので、品物の仕出国で作成されたもの。
5	保険料明細書	貨物に対して保険を付保した場合、保険料は課税価格に算入する必要があるため、輸入申告時に必要となる。
6	その他貨物の種類により必要な書類 1) 他法令の許可・承認証（植物防疫法、食品衛生法等の関税関係法令以外の法令による許可・承認が必要な貨物の場合） 2) 特恵原産地証明書（特恵関税の適用を受けようとする場合） 3) 減免税明細書（減免税の適用を受けようとする場合）	

4.7. ビジネスパートナーのを見つけ方

Q. どのような手段で日本の販売先や卸売業者を見つければ良いですか。

A. 展示会を活用する、自ら飛び込み営業する、ビジネスマッチングサイトを活用する等の方法が考えられます。以下に有用なデータベースやプラットフォームをご紹介します。

- 多くの生産者は国際的な展示会等で販売先を見つけられています。JETRO の展示会データベース「[世界の見本市・展示会情報 \(J-messe\)⁹⁰](#)」では、会期、業種、開催地等でこれから開催される展示会を検索することができます。
- 太平洋諸島センター（PIC）が運営するビジネスマッチングサイト「[JAPAN-PACIFIC e-Business⁹¹](#)」に登録すると、日本及び太平洋島嶼国の貿易および投資ニーズの掲載や、登録された企業情報を閲覧することができます。また、直接相談をしたい方は、太平洋諸島センター（PIC）ウェブサイトにあります下記のお問い合わせフォームにてご連絡ください。
日本語：<https://pic.or.jp/about-pic/contact/>
英語：<https://pic.or.jp/en/contact/>
- また、自国の投資・貿易関連省庁や、商工会議所、さらに、日本に自国の大使館がある場合は、直接大使館へご連絡（主にメール）し相談していただくことも可能です。

Q. 日本への輸入申告は自ら実施する必要がありますか。

A. 多くの輸入者は税関申告手続きを代行する通関業者を利用しています。料金は通関業者により異なります。なお、通関業者は食品検疫所での食品等輸入届出書の申告手続きの代行も行っています。通関業者の業界団体である日本通関業連合会の[通関業者検索システム⁹²](#)をご参照ください。

⁹⁰ <https://www.jetro.go.jp/en/database/j-messe/>

⁹¹ <https://picebiz.com/>

⁹² <https://www.tsukangyo.or.jp/pages/29/>

5. Appendix

5.1. 税関一覧

日本へ商品を輸入する際の間合せ事項については、貨物の輸送先の税関にご確認ください。

税関は表 42 の9カ所に設置されています。それぞれの支店や連絡先については、「[税関の管轄区域と所在地⁹³](#)」をご参照ください。また、問い合わせ先は「[カスタムアンサー9301番⁹⁴](#)」をご参照ください。

表 42: 税関の管轄区域と所在地

税関名	管轄区域
函館税関⁹⁵	北海道 青森県 岩手県 秋田県
東京税関⁹⁶	山形県 群馬県 埼玉県 千葉県のうち市川市（財務大臣が定める地域に限る。）、成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町 東京都 新潟県 山梨県
横浜税関⁹⁷	宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県（東京税関の管轄に属する地域を除く。） 神奈川県
名古屋税関⁹⁸	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪税関⁹⁹	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県
神戸税関¹⁰⁰	兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
門司税関¹⁰¹	山口県 福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。） 佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡 長崎県のうち対馬市及び壱岐市 大分県 宮崎県
長崎税関¹⁰²	福岡県のうち大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡、三潞郡及び八女郡 佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 熊本県 鹿児島県
沖縄地区税関¹⁰³	沖縄県

5.2. 植物防疫所一覧

植物防疫法に係る質問がある際は、以下の植物防疫所にご照会ください。連絡先は植物防疫所ウェブサイトの[連絡先一覧¹⁰⁴](#)に記載の通りです。また、植物防疫所ウェブサイトの[質問フォーム¹⁰⁵](#)からの質問も可能です。各植物検疫所の管轄区域は表 43 の通りです。

表 43: 植物防疫所管轄一覧

検疫所	管轄区域
横浜植物防疫所¹⁰⁶	横浜、つくばほ場、研修センター、札幌、新千歳空港、釧路、小樽、室蘭・苫小牧、函館、塩釜、仙台空港、弘前、八戸、石巻、小名浜、成田、東京、鹿島、千葉、羽田空港、新潟、秋田、直江津
名古屋植物防疫所¹⁰⁷	名古屋、南部、四日市、中部空港、伏木富山、小松空港、清水、静岡空港

⁹³ https://www.customs.go.jp/english/common/map_e/index.htm

⁹⁴ https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/sonota/9301_e.htm

⁹⁵ 函館税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/hakodate/hakodate_m.htm

⁹⁶ 東京税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/tokyo/tokyo_m.htm

⁹⁷ 横浜税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/yokohama/yokohama_m.htm

⁹⁸ 名古屋税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/nagoya/nagoya_m.htm

⁹⁹ 大阪税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/osaka/osaka_m.htm

¹⁰⁰ 神戸税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/kobe/kobe_m.htm

¹⁰¹ 門司税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/moji/moji_m.htm

¹⁰² 長崎税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/nagasaki/nagasaki_m.htm

¹⁰³ 沖縄地区税関 https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/okinawa/okinawa_m.htm

¹⁰⁴ https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/export/address_list_English.html

¹⁰⁵ https://www.contactus.maff.go.jp/j/pps/form/qa_e.html

¹⁰⁶ 横浜植物防疫所 <https://www.maff.go.jp/pps/j/map/yokohama/yokohama.html>

¹⁰⁷ 名古屋植物防疫所 <https://www.maff.go.jp/pps/j/map/nagoya/nagoya.html>

検疫所	管轄区域
神戸植物防疫所¹⁰⁸	神戸、伊川谷ほ場、大阪、関西空港、広島、広島空港、境港、水島、尾道、坂出、小松島、松山、高知
門司植物防疫所¹⁰⁹	門司、下関、福岡、福岡空港、伊万里、長崎、鹿児島、八代、大分、細島、志布志、名瀬
那覇植物防疫事務所¹¹⁰	那覇、那覇空港、嘉手納、平良、石垣

5.3. 動物検疫所一覧

動物検疫に係る質問がある場合には、動物検疫所に照会してください。なお、検疫が必要なもの（指定検疫物）は、輸入できる港や空港が定められています。また、港や空港ごとに輸入できる指定検疫物の種類が定められています。[各指定港での検疫を実施する動物検疫所及び連絡先¹¹¹](#)は以下の通りです。

表 44: 主要な空海港を管轄する動物検疫所一覧

動物検疫所	空港	港	電話	電子メール
北海道・東北支所	新千歳空港、帯広空港、旭川空港、釧路空港	稚内港、苫小牧港、室蘭港、釧路港、小樽港、石狩湾港	0123-24-6080	aq.spk@maff.go.jp
函館空港出張所	函館空港、青森空港	函館港、八戸港	0138-84-5415	aq.s.hkd@maff.go.jp
仙台空港出張所	秋田空港、仙台空港、山形空港、福島空港、花巻空港	石巻港、仙台塩釜港、秋田港、秋田船川港、小名浜港、釜石港	022-383-2302	aq.s.sdj@maff.go.jp
成田支所貨物検査課	成田国際空港、百里飛行場（茨城空港）	鹿島港、常陸那珂港	0476-32-6655	aq.s.nrtcargo@maff.go.jp
羽田空港支所（貨物合同庁舎）	東京国際空港（羽田空港）	—	03-5757-9755	aq.s.hndcargo@maff.go.jp
東京出張所	—	京浜港（東京港区）	03-3529-3021	aq.s.tyo@maff.go.jp
千葉分室	—	千葉港	047-432-7241	aq.s.chb@maff.go.jp
横浜本所（畜産物検疫課）	—	京浜港（横浜港区、川崎港区）	045-201-9478	aq.s.yokchiku@maff.go.jp
川崎出張所	—	京浜港（川崎港区）	044-287-7412	aq.s.kws@maff.go.jp
新潟空港出張所	庄内空港、新潟空港	酒田港、新潟港、直江津港	025-275-4565	aq.s.nii@maff.go.jp
静岡出張所	静岡空港	清水港	054-353-5086 (清水港事務所) 0548-29-2440 (静岡空港事務所)	aq.s.smz@maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	三河港	0569-38-8579	aq.s.nga@maff.go.jp
名古屋出張所	名古屋飛行場	名古屋港	052-651-0334	aq.s.ngo@maff.go.jp
四日市分室	—	四日市港	0593-52-6918	aq.s.ngo@maff.go.jp
小松出張所	小松飛行場、富山空港	伏木富山港、金沢港	0761-24-1407	aq.s.kmq@maff.go.jp
関西空港支所（貨物事務所）	関西国際空港、大阪国際空港	和歌山下津港	072-455-1958	aq.s.kixcargo@maff.go.jp

¹⁰⁸ 神戸植物防疫所 <https://www.maff.go.jp/pps/j/map/kobe/kobe.html>

¹⁰⁹ 門司植物防疫所 <https://www.maff.go.jp/pps/j/map/moji/moji.html>

¹¹⁰ 那覇植物防疫事務所 <https://www.maff.go.jp/pps/j/map/naha/naha.html>

¹¹¹ https://www.maff.go.jp/aqs/english/attach/pdf/aqs_contact_list_en_ap.pdf

動物検疫所	空港	港	電話	電子メール
神戸支所	神戸空港	阪神港（神戸港区・尼崎西宮芦屋港区）、姫路港、舞鶴港	078-222-8990	aqs.ukb@maff.go.jp
大阪出張所		阪神港（大阪）	06-6575-3466	aqs.osa@maff.go.jp
米子空港出張所	米子空港（美保飛行場）、鳥取空港、出雲空港	境港、浜田港	0859-45-3800	aqs.yng@maff.go.jp
岡山空港出張所	岡山空港	水島港	086-294-4737	aqs.okj@maff.go.jp
広島空港出張所	広島空港	広島港、福山港	0848-86-8118	aqs.hit@maff.go.jp
四国出張所	徳島飛行場、高知空港、高松空港、松山空港	徳島小松島港、高知港、高松港、松山港、今治港、三島川之江港	0885-32-2422 (小松島港事務所) 087-879-4654 (高松空港事務所)	aqs.tak@maff.go.jp
門司支所	山口宇部空港、北九州空港、大分空港	関門港、大分港	093-321-1116	aqs.moj@maff.go.jp
博多出張所	—	博多港、唐津港、比田勝港、厳原港	092-262-5285	aqs.hkt@maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港、熊本空港、佐賀空港	八代港、熊本港	092-477-0080	aqs.fuk@maff.go.jp
長崎空港出張所	長崎空港	長崎港、伊万里港	0957-54-4505	aqs.ngs@maff.go.jp
鹿児島空港出張所	宮崎空港、鹿児島空港	志布志港、鹿児島港、細島港、川内港	0995-43-9061	aqs.kop@maff.go.jp
沖縄支所	新石垣空港	那覇港、平良港、石垣港	098-861-4370	aqs.nah@maff.go.jp
那覇空港出張所	那覇空港	—	098-857-4468	aqs.nap@maff.go.jp

6. 参考文献

<日本語文献（2024年7月31日アクセス）>

- 1) 独立行政法人日本貿易振興機構、貿易の流れ、
<https://www.jetro.go.jp/theme/export/basic/trading.html>
- 2) 芙蓉エアカーゴ株式会社、航空輸送フロー、<https://www.fuyoaircargo.co.jp/flow/>
- 3) 独立行政法人日本貿易振興機構、貿易実務の流れ、
<https://www.jetro.go.jp/theme/export/basic/trading/procedure.html>
- 4) 日本企業グローバルビジネスサポート LAPITA (JTB)、船積み依頼書 (Shipping Instructions)とは？、
https://www.lapita.jp/jfa/fishery-products/doc/shipping_instructions_sample.pdf
- 5) 関東農政局、米麦を輸入される方へ、
<https://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/syouhi/todokede/yunyu2.html>
- 6) 経済産業省、アルコール事業 手続きマニュアル・様式等、
<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/manual.html>
- 7) 独立行政法人日本貿易振興機構、植物防疫法:日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-030004.html>
- 8) 農林水産省、植物検疫における輸入解禁要請に関する手続きの進捗状況について、
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_yunyu/index.html
- 9) 公益社団法人日本輸入食品安全推進協会、食品衛生法に基づく輸入手続き、
<https://www.asif.or.jp/import2.html>
- 10) 公益財団法人 日本食品化学研究振興財団、残留農薬基準値検索システム、<https://db.ffcr.or.jp/front/>
- 11) 厚生労働省、食品等輸入届出における製造者等のコードについて、
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00020.html
- 12) 厚生労働省、入出力装置の届出について、
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00032.html
- 13) 厚生労働省、衛生管理説明書、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000156501.pdf>
- 14) 独立行政法人日本貿易振興機構、医薬品等の輸入手続き：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-030009.html>
- 15) 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)、<https://www.pmda.go.jp/english/index.html>
- 16) 独立行政法人 農畜産業振興機構、機構売買の対象となる砂糖類の分類表、
<https://www.alic.go.jp/content/001245889.pdf>
- 17) 独立行政法人 農畜産業振興機構、よくあるご質問 (指定糖・輸入異性化糖)、https://www.alic.go.jp/t-yunyu/tochousei01_000063.html
- 18) 独立行政法人 農畜産業振興機構、指定でん粉等の売買手続き、
<https://www.alic.go.jp/operation/starch/operation-trade.html>
- 19) 消費者庁、米粉製品の輸入業者の方へ、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/pdf/allergy_180208_0001.pdf
- 20) 公益財団法人 自然農法国際開発研究センター、JAS 法の概要、https://www.infr.or.jp/organic-certificatio/jas_worker/458/
- 21) 独立行政法人日本貿易振興機構、有機食品の表示制度：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-080304.html>
- 22) 一般財団法人対日貿易投資交流促進協会、2023 食品輸入の手引き、
<https://www.mipro.or.jp/Document/hti0re0000000vi2-att/shokuhinyunyu.pdf>
- 23) 独立行政法人日本貿易振興機構、医薬品等の輸入手続き、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-030009.html>
- 24) 税関、実行関税率表 (2024年4月1日版)、
https://www.customs.go.jp/tariff/2024_04_01/index.html
- 25) 税関、関税のしくみ、https://www.customs.go.jp/shiryo/kanzei_shikumi.htm
- 26) 税関、1105 関税率の種類 (カスタムスアンサー)、https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1105_jr.htm
- 27) 税関、1508 LDC 無税・無枠拡大措置の概要 (カスタムスアンサー)、
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1508_jr.htm
- 28) 税関、関税分類検索、<https://www.customs.go.jp/searchtc/jtcsv001.jsp>
- 29) 独立行政法人日本貿易振興機構、HS コード、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010701.html>
- 30) 日本商工会議所、ステップ 1 輸出産品の HS コードを確認する、<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/step.html>

- 31) 厚生労働省、カバを含む製品に関する情報について、<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/tuuchi/1128-1.html>
- 32) わかさ生活、カバ/カヴァ、<https://himitsu.wakasa.jp/contents/kava/>
- 33) 財団法人 日本医薬情報センター、JAPIC NEWS、
https://www.japic.or.jp/service/whats_new/japicnews/pdf/216.pdf
- 34) 税関、1503 主な特惠関税適用品目（カスタムスアンサー）、https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1503_jr.htm
- 35) 税関、1508 LDC 無税・無枠拡大措置の概要（カスタムスアンサー）、
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1508_jr.htm
- 36) 財務省、第3. 我が国の特惠関税制度の概要等、
https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g856/856_01_023-027.pdf
- 37) 税関、EPA・原産地規則ポータル、<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>
- 38) 独立行政法人日本貿易振興機構、輸入における消費税の課税：日本、
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-000915.html>
- 39) 独立行政法人日本貿易振興機構、輸入税額の計算方法：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-100421.html>
- 40) 珈琲タイム、コーヒー豆の格付けについて、<https://coffee-effect.com/b01-01-005grade2.html>
- 41) 独立行政法人日本貿易振興機構、はちみつの輸入手続き：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010972.html>
- 42) 税関、関税率表解説、<https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/data/17r.pdf>
- 43) 独立行政法人日本貿易振興機構、通商公示、<https://www.jetro.go.jp/biznews/announcement.html>
- 44) 農林水産省、農林水産省共通申請サービス、<https://e.maff.go.jp/GuestPortal>
- 45) 経済産業省、知っていますか？ワシントン条約、
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/to_tourist.html
- 46) 経済産業省、ワシントン条約について（条約全文、附属書、締約国など）、
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_about.html
- 47) 独立行政法人日本貿易振興機構、ナッツ類の輸入手続き：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010665.html>
- 48) 独立行政法人日本貿易振興機構、果物の輸入手続き：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010775.html>
- 49) 独立行政法人日本貿易振興機構、ドライフルーツの輸入手続き：日本、
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010789.html>
- 50) 独立行政法人日本貿易振興機構、香辛料の輸入手続き：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010834.html>
- 51) 独立行政法人日本貿易振興機構、食肉および食肉製品の輸入手続き：日本、
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010887.html>
- 52) 独立行政法人日本貿易振興機構、清涼飲料水の輸入手続き：日本、
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010660.html>
- 53) 独立行政法人日本貿易振興機構、アルコール飲料の輸入手続き：日本、
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010572.html>
- 54) 独立行政法人日本貿易振興機構、ジュエリーや貴金属、アクセサリーの輸入手続き：日本、
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010800.html>
- 55) 外務省、商品名称及び分類統一システム国際条約、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/treaty/pdfs/B-S63-0408_2.pdf
- 56) 経済産業省、ワシントン条約規制対象貨物の輸入承認手続き、
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_im.html
- 57) 独立行政法人 造幣局、貴金属製品の品位証明、
https://www.mint.go.jp/operations/exam/operations_certification-01.html
- 58) momocreatura.、「ホールマーク | 刻印から読み解く英国ジュエリー」、
<https://www.momocreatura.com/blogs/japanese-news/article>
- 59) 一般社団法人日本ジュエリー協会、ジュエリーおよび貴金属製品の素材等の表示規定 2023 年度改訂版、
<https://jja.ne.jp/books/pdf/kikinzo2023.pdf>
- 60) 独立行政法人日本貿易振興機構、インコタームズ 2020、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/J-200309.html#:~:text=%E8%B2%BF%E6%98%93%E5%8F%96%E5%BC%95%E3%81%A7%E3>

- [%81%AF%E3%80%81%E5%A3%B2%E4%B8%BB%E3%81%A8,Trade%20Terms%EF%BC%89%E3%81%A8%E3%81%84%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82](#)
- 61) DEXTRE、インコタームズとは？2020の簡単な覚え方、貿易条件を決めるポイント【図解あり】、
<https://dextre.app/ja/export-control/22279/>
 - 62) 一般財団法人対日貿易投資交流促進協会、資料、<https://www.mipro.or.jp/Document/index.html#d1>
 - 63) 独立行政法人日本貿易振興機構、化粧品の入入手続き：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010768.html>
 - 64) 税関、知的財産侵害物品の取締り、https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/a_003.htm
 - 65) 税関、税関におけるワシントン条約該当物品の輸入差止等の件数と主な品目、
https://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington_sashitome.pdf
 - 66) 独立行政法人日本貿易振興機構、木材の入入手続き：日本、<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010792.html>
 - 67) 一般財団法人対日貿易投資交流促進協会、アメリカから木製家具を輸入、
<https://www.mipro.or.jp/Import/qanda/itmes/etc/q21.html>
 - 68) 東京木材問屋協同組合、ワシントン条約、<https://www.mokuzai-tonya.jp/blog/word/336.html>
 - 69) OTS Japan, 海上輸送と航空輸送それぞれの特徴、メリット・デメリットを解説,
https://ots-jpn.com/international_transportation/sea-shipment-air-shipment/#i-8
 - 70) 岡畑興産の「くつナビ」, 海上輸送と航空輸送を比較！それぞれの違いやメリット・デメリットは？,
<https://okahata.co.jp/kutsunavi/abroad/about-seaair-transpotation>
 - 71) 独立行政法人日本貿易振興機構、1107 輸入申告の際に必要な書類（カスタムスアンサー）、
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1107_jr.htm
 - 72) 日新運輸工業株式会社, 輸入申告に必要な書類の基本は？、
<https://nissin21.co.jp/%E3%83%9E%E3%83%AB%E3%83%8F%E3%83%8A%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%8A%E3%83%AB/%E8%BC%B8%E5%85%A5%E7%94%B3%E5%91%8A%E3%81%AB%E5%BF%85%E8%A6%81%E3%81%AA%E6%9B%B8%E9%A1%9E%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%81%AF%EF%BC%9F/#toc6>
 - 73) 丸一海運株式会社, 【海外貿易初心者向け】貨物を輸入する際に必要な基本書類 4 つを紹介、
<https://mkc-net2.com/>

<英語文献（2024年7月31日アクセス）>

- 1) Japan External Trade Organization, Online Trade Fair Database (J-messe),
<https://www.jetro.go.jp/en/database/j-messe/>
- 2) Pacific Islands Centre, JAPAN-PACIFIC e-Business, <https://picebiz.com/>
- 3) Pacific Islands Centre, Contact, <https://pic.or.jp/en/contact/>
- 4) Japan Customs, 1801 Outline of other relevant laws and ordinances referred to by Customs,
https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1801_e.htm
- 5) Japan Customs, List of import-related laws and regulations,
https://www.customs.go.jp/english/tariff/2022_1_1/data/import.htm
- 6) Manufactured Imports and Investment Promotion Organization, Guide to Food Import 2023,
https://www.mipro.or.jp/Document/hti0re0000000vi2-att/p_0111go18.pdf
- 7) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Imported Food Safety,
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00017.html
- 8) Yokohama Plant Protection Station, The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Plant Quarantine Inspections, <https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/english.html>
- 9) Yokohama Plant Protection Station, The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Other Languages Menu, https://www.maff.go.jp/pps/j/information/language_top.html
- 10) Ministry of Economy, Trade and Industry, Trade Control,
https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/trade_control/index.html
- 11) Ministry of the Environment of Japan, <https://www.env.go.jp/en/index.html>
- 12) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Information for those who are bringing medicines for personal use into Japan, <https://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/pharmaceuticals/01.html>
- 13) Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, <https://www.maff.go.jp/e/index.html>
- 14) Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Act on Ensuring the Proper Domestic Distribution and Importation of Specified Aquatic Animals and Plants,
<https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html>

- 15) Agriculture & Livestock Industries Corporation, Sugar and starch, https://www.alic.go.jp/english/sugar_starch.html
- 16) Animal Quarantine Service, Bringing animal products into Japan from overseas(by baggage, international parcels), <https://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>
- 17) Agriculture & Livestock Industries Corporation, <https://www.alic.go.jp/english/index.html>
- 18) Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan, <https://www.meti.go.jp/english/index.html>
- 19) National Tax Agency JAPAN, <https://www.nta.go.jp/english/index.htm>
- 20) Consumer Affairs Agency, Government of Japan, <https://www.caa.go.jp/en/>
- 21) Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Japanese Agricultural Standards (JAS), <https://www.maff.go.jp/e/policies/standard/jas/>
- 22) Yokohama Plant Protection Station, The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Database for importing conditions, <https://www.maff.go.jp/pps/e/notice.html>
- 23) Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc., <https://www.naccs.jp/e/index.html>
- 24) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Import Procedure under Food Sanitation Act, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index_00004.html
- 25) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Quarantine Stations of the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F001150518.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>
- 26) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Notification Form for Importation of Foods, etc. (PDF) , <https://www.mhlw.go.jp/content/000788802.pdf>
- 27) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Notification Form for Importation of Foods, etc. (WORD) ,
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F11130500%2F000788797.doc&wdOrigin=BROWSELINK>
- 28) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Imported Meat and Poultry HACCP, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00024.html
- 29) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Health Certificate for Milk and Milk Products, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00023.html
- 30) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Health Certificate for Oysters for raw consumption and Pufferfish
- 31) Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc., Advance Filing Rules, <https://bbs.naccccenter.com/naccs/dfw/web/afr/code.html>
- 32) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Inspections, <https://www.mhlw.go.jp/content/000523312.pdf>
- 33) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Systems for Simplified and Expedited Systems of Import Procedures of Food and Related Items, <https://www.mhlw.go.jp/content/000523315.pdf>
- 34) Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, Foreign Official Laboratories, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00019.html
- 35) The Japan Food Chemical Research Foundation, The Japanese Positive List System for Agricultural Chemical Residues in Foods, <https://www.ffcr.or.jp/en/zanryu/the-japanese-positive/the-japanese-positive-list-system-for-agricultural-chemical-residues-in-foods-enforcement-on-may-29-.html>
- 36) Japan Customs, Japan's Tariff Schedule, <https://www.customs.go.jp/english/tariff/index.htm>
- 37) Japanese Law Translation, Act on Price Adjustment of Sugar and Starch, <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/3045/tb>
- 38) Japanese Law Translation, Food Labeling Act, <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2601>
- 39) Consumer Affairs Agency, Food Labelling, https://www.caa.go.jp/en/policy/food_labeling
- 40) Food Labeling Certification Agency, Food Labeling Guide, https://www.shokuhyoji.jp/pdf/pamphlet_guide_en.pdf
- 41) Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Japanese Agricultural Standards (JAS) , <https://www.maff.go.jp/e/policies/standard/jas/>

- 42) Japan Customs, Goods with Prohibitions, Controls and Restrictions, <https://www.customs.go.jp/english/summary/prohibit.htm>
- 43) Japan Customs, 1801 Outline of other relevant laws and ordinances referred to by Customs (FAQ), https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1801_e.htm
- 44) Japan Customs, 1504 List of GSP Beneficiaries (Countries and Territories)(FAQ) : Japan Customs, https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/imtsukan/1504_e.htm
- 45) Japan Customs, ORIGIN CERTIFICATION PROCEDURE, <https://www.customs.go.jp/roo/english/procedure/index.htm>
- 46) Japan External Trade Organization, Guidebook for Export to Japan (Food Articles) 2011<Coffee>, https://www.jetro.go.jp/ext_images/en/reports/market/pdf/guidebook_food_coffee.pdf
- 47) Coffee Industry Corporation Limited, About Us, <https://www.cic.org.pg/>
- 48) National Institute of Standards and Industrial Technology, EXPLORE OUR DIVISIONS, <https://www.nisit.gov.pg/>
- 49) Animal Quarantine Service, Animal quarantine information for travellers to Japan, <https://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html#EN>
- 50) Japan External Trade Organization, 9. Seafood and Processed Products, https://www.jetro.go.jp/ext_images/mexico/mercadeo/9Eseafood.pdf
- 51) Japanese Law Translation, Public Announcement on the Items of Goods Subject to Import Quotas, the Places of Origin or Places of Shipment of Goods Requiring Approval for Import, and Other Necessary Matters Concerning Import of Goods (Part 1) (Part 1 (Tentative translation), <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/notices/view/180>
- 52) Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Act on Ensuring the Proper Domestic Distribution and Importation of Specified Aquatic Animals and Plants, <https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html>
- 53) Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan, The Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), https://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/CITES/index.html
- 54) CITES, Species+, <https://speciesplus.net/species>
- 55) New Caledonia Trade And Invest, Success stories, <https://www.ncti.nc/en/invest-in-new-caledonia/testimonials-success-stories#year-2018>
- 56) Japanese Law Translation, Act against Unjustifiable Premiums and Misleading Representations, <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/2888>
- 57) Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, Appendices, <https://cites.org/eng/app/appendices.php>
- 58) Japan Customs, 9301 Contact list of Customs Counselors (FAQ), https://www.customs.go.jp/english/c-answer_e/sonota/9301_e.htm
- 59) Japan Customs, 1.Advance Ruling on Classification, <https://www.customs.go.jp/english/advance/classification.htm>
- 60) Japan Customs, 2.Advance Ruling on Origin, <https://www.customs.go.jp/english/advance/origin.htm>
- 61) Animal Quarantine Service, Contact Us, <https://www.maff.go.jp/aqs/english/contactus.html>